

令和5年第2回

市議会定例会資料

目 次

議案第 3 9 号 関 係	-----	5
議案第 4 0 号 関 係	-----	8
議案第 4 1 号 関 係	-----	1 5
議案第 4 2 号 関 係	-----	1 9
議案第 4 3 号 関 係	-----	4 2
議案第 4 4 号 関 係	-----	5 6
議案第 4 5 号 関 係	-----	5 9
議案第 6 3 号 関 係	-----	7 9
報告第 1 0 号 関 係	-----	8 7

令和5年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第3号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目)	補 正 額	説 明				
	(事 業 名 目) (主 管 課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	592	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	一般管理経費 (職員課)						592
			市役所庁舎におけるセキュリティの更なる強化のために導入する職員の出退勤管理システムにおいて、庁舎及び執務室エリアへの出入室を管理する職員の対象範囲を拡大し、セキュリティカードを追加発行することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費	11	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	ふるさと基金積立金 (財政課)						11
			寄附金を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	16,082	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	庁舎維持管理経費 (資産経営課)						16,082
			市役所庁舎におけるセキュリティの更なる強化のため、庁舎及び執務室エリアの出入口にカードリーダーを増設するとともに、既存システムを活用した職員の出退勤管理システムを導入することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	200	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	行政改革推進経費 (行政改革推進課)					200	
			一般財団法人地域活性化センターの助成金を活用し、公民連携に関する職員及び民間事業者の意識改革を図るとともに、市全体としての公民連携意識の醸成に向け、公民連携人材を育成するための研修を行うことに伴い、報償費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費	2,997	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	地域活動推進経費 (市民自治推進課)						2,997
			地域における課題の把握や解決を図るため、認定コミュニティが実施する事業に対して助成を行うことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	5,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	市民文化会館関係経費 (文化推進課)					5,000	
			一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、市民文化会館の指定管理者が舞台芸術の鑑賞機会の充実を図るための公演を実施することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
7	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費	5,720	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	温水プール管理運営経費 (スポーツ推進課)						5,720
			屋内温水プールにおいて、多目的トイレ等の扉を修繕するため、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				

令和5年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第3号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事 業 名 目 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 防災対策費	1,900	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	自主防災組織育成事業費 (防災対策課)					1,900	
			一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、地域団体における各種防災資機材整備に対して助成を行うことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
9	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費	1,507	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	生活保護総務管理経費 (生活支援課)		753				754
			現下の社会経済情勢を考慮した令和5年10月に行われる生活保護基準の改定に対応するため、生活保護システムを改修することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
10	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	△ 627	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)					△ 105	△ 522
			感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を廃止することに伴い、特殊勤務手当を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
11	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	132	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	予防接種健康被害救済事業費 (健康増進課)			99			33
			予防接種法施行令の改正により、医療手当や障害年金等の給付の額が増額となったことに伴い、負担金補助及び交付金、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
12	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費	605	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	清掃総務管理経費 (資源循環課)					605	
			インボイス制度に対応するため、指定ごみ袋保管配送受注収納業務に係るシステムを改修することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
13	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	△ 5,400	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)					△ 1,032	△ 4,368
			感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を廃止することに伴い、特殊勤務手当を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
14	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費	19,910	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	情報機器配備運営経費 (学務課)		9,955				9,955
			小学校について、エビデンスに基づく個別最適な学びの実現や指導体制を確立するため、学籍、出欠、成績、保健等の学校生活の状況を一元管理できる統合型校務支援システムを導入することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				

令和5年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第3号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補正額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款)教育費(項)小学校費 (目)教育振興費	30,256	15,128				15,128
	情報機器配備運営経費 (学校教育指導課)		小学校について、エビデンスに基づく個別最適な学びの実現や指導体制を確立するため、学籍、出欠、成績、保健等の学校生活の状況を一元管理できる統合型校務支援システムを導入することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
16	(款)教育費(項)中学校費 (目)教育振興費	12,558	6,279				6,279
	情報機器配備運営経費 (学務課)		中学校について、エビデンスに基づく個別最適な学びの実現や指導体制を確立するため、学籍、出欠、成績、保健等の学校生活の状況を一元管理できる統合型校務支援システムを導入することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
17	(款)教育費(項)中学校費 (目)教育振興費	21,839	10,919				10,920
	情報機器配備運営経費 (学校教育指導課)		中学校について、エビデンスに基づく個別最適な学びの実現や指導体制を確立するため、学籍、出欠、成績、保健等の学校生活の状況を一元管理できる統合型校務支援システムを導入することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
18	(款)教育費(項)社会教育費 (目)博物館費	25,415			19,000		6,415
	博物館管理運営経費 (博物館)		博物館周辺整備事業としての駒寄川河川管理用通路等の整備について、来館者の安全対策や多自然型護岸を活用した教育活動を行うための環境整備を行うため、転落防止柵の設置等を行うことに伴い、委託料、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
19	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費	1,002					1,002
	茅ヶ崎公園体験学習センター管理運営経費 (体験学習センター)		茅ヶ崎公園体験学習センターについて、令和6年4月1日より指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者選定等委員会において臨時委員を委嘱することに伴い、報酬、費用弁償を増額するほか、公共施設予約システムを改修することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				
20	(款)教育費(項)社会教育費 (目)図書館費	26,140	13,070				13,070
	管理運営経費 (図書館)		マイナンバーカードを図書館利用者カードとして利用可能にするほか、リクエスト申込のオンライン化を図るため、図書館システムを更新することに伴い、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年5月17日)				

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

生活に困窮する外国人に対し生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施等に関する事務において個人番号を利用することにより、対象者の利便性の向上と事務の効率化を図るため提案する。

2 根拠法規

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項

3 条例の概要

- (1) 個人番号を利用することができる事務に、生活に困窮する外国人に対し生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものを加えることとした。（別表第1関係）
- (2) この条例は、令和5年7月1日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
<u>1</u> 市長	<u>生活に困窮する外国人に対し生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
<u>2</u> 市長	略	<u>1</u> 市長	略
<u>3</u> 市長	略	<u>2</u> 市長	略
<u>4</u> 市長	略	<u>3</u> 市長	略

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者があ
る場合にあつては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に
関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必
要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様
とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地
方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同
じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関し
て保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要
な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様
とする。

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸
籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方
法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。
以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機
処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、
更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置を
いう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録さ
れている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間
の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情
報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で
定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の
提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人
番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号で
あるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の
処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するた
めに必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委
託を受けた者も、同様とする。

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七条第一項、相続税法（昭
和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和
二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置
法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項
、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二第十九項若しく
は第七十条の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二
若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第
二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な
課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第
四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲
げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長
その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人
番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該
事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託

を受けた者も、同様とする。

- 5 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報^{じん}の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

別表第一（第九条関係）

略	略
十五 都道府県知事等	<u>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</u>
略	略

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正に伴い、必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年茅ヶ崎市条例第46号)別表第1

3 規則の概要

- (1) 生活に困窮する外国人に対し生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって個人番号を利用することができるものは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第15条各号に定める事務とすることとした。(第2条関係)
- (2) 所要の規定を整備することとした。(第3条から第11条まで関係)
- (3) この規則は、令和5年7月1日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>(条例別表第1の規則で定める事務)</u></p> <p><u>第2条</u> 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対し生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号)第15条各号に定める事務とする。</p> <p><u>第3条</u> 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年茅ヶ崎市条例第10号)第5条第1項の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務とする。</p> <p><u>第4条</u> 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>第5条</u> 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p><u>(条例別表第1の規則で定める事務)</u></p> <p><u>第2条</u> 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年茅ヶ崎市条例第10号)第5条第1項の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務とする。</p> <p><u>第3条</u> 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>第4条</u> 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>
<p><u>(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</u></p> <p><u>第6条</u> 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、道府県民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。))をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)又は市町村民税(同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。))をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)の課税に関する事務とし、同表の1の項の規則で定める情報は、納税義務者に係る生活保護法<u>第19条第1項の保護の実施</u>、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報とする。</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	<p><u>(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</u></p> <p><u>第5条</u> 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、道府県民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。))をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)又は市町村民税(同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。))をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)の課税に関する事務とし、同表の1の項の規則で定める情報は、納税義務者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報とする。</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p><u>第8条</u> 略</p>

第10条 略

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第11条 略

第9条 略

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第10条 略

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を廃止するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項
- (3) 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第18条第2項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例関係

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対して支給する感染症業務手当の特例は、廃止することとした。（旧附則第4項、旧附則第5項関係）

(2) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例関係

ア 新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した会計年度任用職員に対して支給する感染症業務手当に相当する報酬の特例は、廃止することとした。（旧附則第2項関係）

イ 所要の規定を整備することとした。（旧附則第1項関係）

(3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 2 略 3</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 2 略 3 <u>(新型コロナウイルス感染症に係る感染症業務手当の特例)</u></p> <p>4 <u>職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事したときは、感染症業務手当を支給する。この場合において、第7条の規定は、適用しない。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>
<p>(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)</p> <p>附 則 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例附則第4項に規定する作業に従事した会計年度任用職員には、同項及び同条例附則第5項の規定の例により感染症業務手当に相当する報酬を支給する。この場合において第6条の規定は、適用しない。</u></p>

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の規定による改正前のもの）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二条の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分

な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○茅ヶ崎市職員給与条例

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

○茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例

(感染症業務手当)

第7条 感染症業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 保健所に勤務する職員（医療職給料表の適用を受けない者にあつては、規則で定める者に限る。）が感染症（規則で定める感染症に限る。以下この号において同じ。）の病原体を有し、若しくは有する疑いのある患者に接する業務又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務で、規則で定めるものに従事した場合

(2) 職員が感染症（規則で定める感染症に限る。以下この号において同じ。）の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある場所の消毒作業又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件の消毒若しくは処分の作業に従事した場合

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する業務 従事した日1日につき250円

(2) 前項第2号に規定する作業 作業1回につき350円

○茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(特殊勤務手当に相当する報酬)

第6条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成28年茅ヶ崎市条例第43号）第3条から第11条までに規定する業務又は作業に従事した会計年度任用職員には、同条例の規定の例により特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方税法の改正に伴い、三輪以上の特定小型原動機付自転車に係る軽自動車の種別割の税率を引き下げるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法を定める等のため提案する。

2 根拠法規

地方税法（昭和25年法律第226号）第3条第1項

3 条例の概要

- (1) 森林環境税は、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収すること等とした。（第27条の2、第28条の2、第28条の7関係）
- (2) 三輪以上の原動機付自転車で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものに区分されていた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を、当該区分から除くこととした。（第60条関係）
- (3) 不正行為に起因し環境性能割又は種別割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割又は種別割の額は、当該不足額に100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとした。（附則第17条、附則第21条関係）
- (4) 特定非営利活動法人に対する寄附金が個人市民税の寄附金税額控除の対象となる期間を改めることとした。（別表関係）
- (5) 規定を整備することとした。（第28条の4、第28条の6、第28条の11、第32条の2関係）
- (6) この条例は、一部の規定を除き、令和6年1月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(個人の市民税の徴収方法等)</p> <p>第27条の2 個人の市民税は、第28条の2、第28条の7第1項、第28条の10又は第32条の6の規定により<u>特別徴収の方法</u>による場合を除くほか、普通徴収の方法により<u>徴収する。</u></p> <p>2 <u>個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第28条の2 <u>個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</u></p> <p>(1) <u>支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者</u></p> <p>(2) <u>外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者</u></p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には<u> </u>、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により<u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収することができる。</u>ただし、第26条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により<u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額</p>	<p>(個人の市民税の徴収方法)</p> <p>第27条の2 個人の市民税は、第28条の2、第28条の7第1項、第28条の10又は第32条の6の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第28条の2 <u>個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、市長が特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないとき、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第26条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額</p>

を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収の方法により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第28条の4 前条の特別徴収義務者は、5月31日までに法第321条の4第1項後段の規定による通知を受け取った場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収

を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収の方法によって徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第28条の4 前条の特別徴収義務者は、5月31日までに法第321条の4第1項後段の規定による通知を受け取った場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収

した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式若しくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

2 略

3 略

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第28条の6 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する第28条第1項の納期がある場合には、それぞれの日以後に到来する同条の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第28条の7 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者として次に掲げる者を除く。以下「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第28条の10において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均

した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は _____ 施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

2 略

3 略

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第28条の6 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する第28条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって _____ 当該納税者の未納に係る徴収金に充当する _____。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第28条の7 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者として次に掲げる者を除く。以下「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 _____ の合算額(当該納税義務者に係る均

等割額を第28条の2第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第28条の10において同じ。)の2分の1に相当する額(以下「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法により_____徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により_____徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第28条の11 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により_____徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により_____徴収されないこととなった日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合には_____そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には_____直ちに、普通徴収の方法により_____徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により_____徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収関係過誤納金とみなして、同条第3項、第

等割額を第28条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第28条の10において同じ。)の2分の1に相当する額(以下「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第28条の11 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合には_____そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には_____直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第32条の2 削除

(種別割の税率)

第60条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア

イ 略

ウ

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 略

(3) 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第17条 略

2 略

3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第21条 略

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(個人の県民税の賦課徴収)

第32条の2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(種別割の税率)

第60条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア

イ 略

ウ

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの

を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 略

(3) 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第17条 略

2 略

3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第21条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

別表（第25条の8関係）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	期間
略	略	略
特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2336番地2	<u>令和5年10月1日</u> から <u>令和10年9月30日</u> まで
特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平11番1号	

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

別表（第25条の8関係）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	期間
略	略	略
特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2336番地2	<u>平成30年1月1日</u> から <u>令和5年9月30日</u> まで
特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平11番1号	

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

3 指定を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつた若しくは適合していなかつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

9 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第十一項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

10 第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

11 第一項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七

千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十
四千万円を超える金額	百分の四十五

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額（次号において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（同号において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分之一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

12 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

13 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

14 市町村長は、第一項（第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 領 収 証 書 (公)	道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 納 入 書 (公)	道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 納入済通知書 (公) (eL)
市区町村コード		市区町村コード		市区町村コード	
口座番号	加入者名	口座番号	加入者名	口座番号	加入者名
令和 年 月 分	指定番号	令和 年 月 分	指定番号	令和 年 月 分	指定番号
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)
	億 千 百 十 万 千 百 十 円		億 千 百 十 万 千 百 十 円		億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分		退職所得分		退職所得分
	延滞金		延滞金		延滞金
	督促手数料		督促手数料		督促手数料
	合 計 額		合 計 額		合 計 額
納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号:		(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号: 上記のとおり納入します。		(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号: 上記のとおり通知します。	
上記のとおり領収しました。		※ 日 計		取りまとめ局 道府県 局 (〒)	
領 収 日 付 印	(納入者保管)	領 収 日 付 印	(金融機関又は郵便局保管)	領 収 日 付 印	(市町村保管)
		※印は郵便局において使用する欄です。		上記のとおり通知します。 (取りまとめ店) 受付店 → 銀行 店 → 市町村	

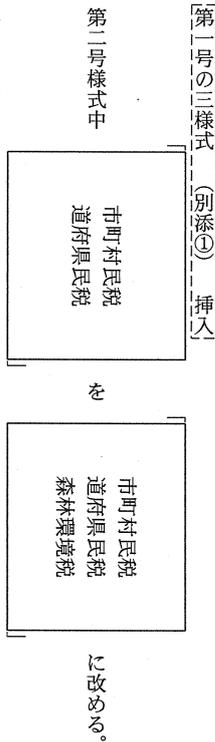
備考 1. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
 2. 「市区町村コード」欄の右側の余白部分は、口座振替に係る振替の請求に使用する欄又は税目コード等の処理事項欄として、必要に応じ使用するものであること。
 3. eL-QRは、記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

第五号の十五の二様式
(用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル)(第三十八条関係)

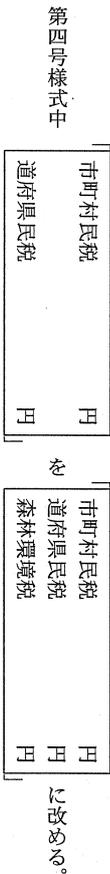
集計第二十七表(男女、年齢(五歳階級及び三分区)、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年中位数及び人口構成比「年齢別」の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇、四歳、五、九歳、十、十四歳」及び「十五、十九歳」に改め、「平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三十二表」の下に「年齢(各歳、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年中位数(総数及び日本人)の表頭(総数(年齢)のうち総数の欄の数から(再掲)〇、四歳、(再掲)五、九歳、(再掲)十、十四歳)及び(再掲)十五、十九歳」を、「同条第二号中」の下に「令和二年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、を加え、「平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表(常住地又は従業地・通学地(二十七区分)による年齢(五歳階級、男女別人口、就業状態等集計第一一表(男女、年齢(五歳階級)、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率)の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内他市町村に常住」に改め、「就業状態」の下に「表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市町村に常住」と、うち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」とあるのは「表側(総数(男女別)と、表頭が「十五歳未満」及び「十五、十九歳」とあるのは「二十五歳未満」及び「十五、十九歳」と、表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県に常住」とあるのは「うち他県に常住」を加え、「と読み替えるもの」を削る。

附則第十三条の三第二項第一号イ中「第十三条の三第九項第一号イ」を「第十三条の三第八項第一号イ」に改め、同号ロ中「の認定した」を「が認定した」に改め、同項第二号イ中「第十三条の三第九項第二号イ」を「第十三条の三第八項第二号イ」に改め、同項第三号中「第十三条の三第九項第三号イ」を「第十三条の三第十項第三号イ」に改め、同条第六項第二号中「第十三条の三第十二項第二号」を「第十三条の三第十項第二号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十二項第一号」を「第十三条の三第十項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十二項」を「第十三条の三第十項」に改め、同条第九項第三号中「掲げる譲渡」を「規定する譲渡」に改める。

附則第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十一条の三第六項各号」を「第十一条の三第七項各号」に改める。
 附則第二十条第一項から第三項までの規定中「第十七項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同条第四項中「第十七項第八号」を「第十八項第八号」に、「第十一条第二項第三号二」を「第十二条第二項第三号」に改め、同条第五項中「附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号」を「附則第十八条の六第六項第一号又は第二十三項第一号」に改める。



第三号様式を次のように改める。
 第三号様式(別添②) 挿入
 第三号様式別表を次のように改める。
 第三号様式別表(別添③) 挿入



第五号の十五様式の次に次の様式を加える。
 第五号の十五の二様式(別添④) 挿入
 第十二号の二様式の次に次の様式を加える。
 第十二号の二の二様式(別添⑤) 挿入
 第十二号の六様式の次に次の様式を加える。
 第十二号の六の二様式(別添⑥) 挿入
 第十二号の九様式の次に次の様式を加える。
 第十二号の九の二様式(別添⑦) 挿入
 第十二号の十二様式の次に次の様式を加える。
 第十二号の十二の二様式(別添⑧) 挿入
 第十二号の十五様式の次に次の様式を加える。
 第十二号の十五の二様式(別添⑨) 挿入
 第十六号の四様式の次に次の様式を加える。
 第十六号の四の二様式(別添⑩) 挿入
 第十六号の十三様式の備考の表中
 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの

四 衛 隊 を 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの

四 衛 隊 等 に改める。

第十六号の三十の二様式を次のように改める。
 第十六号の三十の二様式(別添⑪) 挿入
 第十六号の四十三様式を次のように改める。
 第十六号の四十三の二様式(別添⑫) 挿入

第十七号様式別表記載要領10ロ中「又は特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。以下において同じ。)」を「又は特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。新型コロナウイルス感染症等の影響に対処するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特別取得及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得を含む。以下において同じ。)」又は特別特例取得(同法第10項に規定する特別特例取得をいう。以下において同じ。)」に改め、「同表記載要領10ロ中「又は特別特定取得」を「特別特定取得又は特別特例取得」に改める。

第十八号様式記載要領2中「市町村民税」の次に「道府県民税及び森林環境税」を加える。
 第十九号様式及び同様式記載要領1中「第321条の7の13第1項」を「第44条の2、第321条の7の13第1項及び森林環境税及び森林環境税と税に関する法律第10条」に改める。
 第二十二号の四様式の次に次の様式を加える。
 第二十二号の四の二様式(別添⑬) 挿入
 第二十三号の四の二様式(別添⑭) 挿入
 第二十三号の四の二様式(別添⑮) 挿入
 第二十三号の五様式を次のように改める。
 第二十三号の五の二様式(別添⑯) 挿入
 第二十四号様式を次のように改める。
 第二十四号様式(別添⑰) 挿入
 第二十四号の二の五様式の次に次の様式を加える。
 第二十四号の二の五の二様式(別添⑱) 挿入
 第二十四号様式別表記載要領1中「第701条の34」の次に「又は法附則第32条の3若しくは第32条の4」を加える。

○総務省令第三十六号

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百二十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第一百三十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則等の一部を改正する省令
（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第一条の七第十七号中「第五項」を「第四項」に改め、「第七十二條の二十八第二項」の下に「又は第七十二條の二十九第二項を、含む。」の下に「又は第五項（法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。）を加える。」を加える。

第一条の十六第一項中「第三項及び第四項並びに」を「以下この条及び」に改め、同条第三項中「提出した都道府県等」の下に「及び法第三十七條の第二項及び第三百十四條の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を加え、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第三十七條の第二項及び第三百十四條の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等（既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、当該取消の日から起算して二年を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。

8 平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む）又は改良が行われた旧法附則第十六条の第二十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 施行日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の第二項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条の第二項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「第四十三項及び第四十六項」とあるのは、「及び第四十三項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）
 第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税の環境性割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性割については、なお従前の例による。

2 新法第四百四十五条第三項の規定中軽自動車税の環境性割に関する部分は、七号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性割について適用し、同項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、七号施行日の属する年度の翌年度（七号施行日が四月一日である場合には、七号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 新法第四百四十六条、第四百五十一条及び附則第二十九条の九の規定は、一号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性割について適用し、一号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性割については、なお従前の例による。

4 施行日以後最初に行う地方税法第四百四十六条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百四十六条第一項から第三項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

5 施行日以後最初に行う地方税法第四百五十一条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百五十一条第一項から第五項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

6 新法第四百六十三条の第三項から第八項まで及び第四百六十三条の四第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百五十五条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性割に係る旧法第四百六十三条の三の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百六十三条の四の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第四百六十三条の第三項第五号の規定による特定不申告加算金等とみなす。

7 新法附則第三十条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第三十条の二の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第十八条 七年新法の規定中軽自動車税の環境性割に関する部分は、四号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性割について適用し、四号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性割については、なお従前の例による。

2 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税法第四百四十六条第四項」とあるのは「附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項において「七年新法」という。）第四百四十六条第四項」と、「新法第四百四十六条第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第五項中「地方税法第四百五十一条第六項」とあるのは「七年新法第四百五十一条第六項」と、「新法第四百五十一条第一項」とあるのは「同条第一項」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）
 第十九条 新法第四百八十三条第二項から第八項まで及び第四百八十四条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百八十条第二項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税に係る旧法第四百八十三条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百八十四条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第四百八十三条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（鉱産税に関する経過措置）
 第二十条 新法第五百三十六条第二項から第八項まで及び第五百三十七条第三項の規定は、一号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉱産税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税に係る旧法第五百三十六条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第五百三十七条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第五百三十六条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（特別土地保有税に関する経過措置）
 第二十一条 新法第六百九条第二項から第八項まで及び第六百十条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百六条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百十条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第六百九条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（市町村法定外普通税に関する経過措置）
 第二十二条 新法第六百八十八条第二項から第八項まで及び第六百八十九条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百八十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税に係る旧法第六百八十八条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百八十九条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第六百八十八条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（入湯税に関する経過措置）
 第二十三条 新法第七百一条の十二第二項から第八項まで及び第七百一条の十三第三項の規定は、一号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税に係る旧法第七百一条の十二の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百一条の十三の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七百一条の十二第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

七百一条の七、七百一条の十二、七百一条の十三第三項及び第四項、七百一条の十九、第七百一条の二十、七百一条の三十六第一項、七百一条の三十八第一項及び第二項、七百一条の五十三第一項、七百一条の五十六第一項及び第三項、七百一条の六十一、第七百一条の六十二第二項及び第四項、七百一条の六十六第一項及び第三項、七百一条の六十七第一項、第七百二十四条、第七百二十九条、第七百三十一条、第七百三十二条、第七百三十三条の七、第七百三十三条の十一、第七百三十三条の十八、第七百三十三条の十九第三項及び第四項、第七百三十三条の二十一、第七百三十三条の二十五、第七百三十三条の二十六並びに第七百五十六条の改正規定並びに同法附則第十二条の二の十一の改正規定、同法附則第十二条の五の改正規定、同条第一項中「、第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改める部分を除く。)、同法附則第二十九条の九の改正規定、同法附則第三十条の二の改正規定(同条第一項中「、第七項及び第八項」を削り、「第八項まで」を「第四項まで」に改める部分を除く。)、並びに同法附則第三十五条の三及び第六十三条第四項の改正規定並びに第五項及び第七項(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十三条第一項及び第二十五条第三項の改正規定を除く。)、の規定並びに次条並びに附則第四項から第七項まで、第六項第四項、第八項、第九項、第十項第二項、第十一項及び第十三項、第十四条第五項及び第六項、第十七条第三項、第十六項及び第十八項、第十九条から第二十四条まで、第二十六条並びに第二十七条の規定、令和六年一月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号イの改正規定(第七項、第八項及び第十一項を第七項から第九項まで及び第十二項に改める部分を除く。)、同法第七十三条の八の改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号イの改正規定(第七項、第八項及び第十一項を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める部分を除く。)、並びに同法第三百四十八条第二項第四十四号、第三百四十九条の三第三十二項、第三百五十三条並びに第三百九十六条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第七条第二項及び第十六条第二項の規定、令和六年四月一日

三 第一条中地方税法第四十五条の三の二、第三百十七号の三の二、第三百四十九条の四第七項及び第八項、第三百九十三条並びに第七百六十二条第一号の改正規定並びに附則第四条第三項、第十四条第三項及び第十六号に掲げる改正規定を除く。)、並びに附則第十二条及び第十八条の規定、令和七年四月一日

四 第二条(次号及び第十六号に掲げる改正規定を除く。)、並びに附則第十二条及び第十八条の規定、令和七年四月一日

五 第二条中地方税法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四号の二第一項第十号の二の改正規定並びに附則第五条及び第十五条の規定、令和八年一月一日

六 第一条中地方税法第七十二条の十三及び第七十二条の二十六第一項の改正規定並びに附則第六条第二項の規定、土地改良法の一部を改正する法律(令和四年法律第九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

七 第一条中地方税法第四百四十四条の三に一項を加える改正規定、同法第四百四十四条の六の次に一項を加える改正規定、同法第四百四十四条の三十二の改正規定、同法第四百四十八条に一項を加える改正規定及び同法第四百四十五条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十二条の七の改正規定並びに附則第十條第一項及び第三項、第十一條第二項並びに第十七條第二項の規定、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

八 第一条中地方税法附則第十條第四項及び第十四條第一項の改正規定、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律(令和五年法律第九号)の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定(第四十六項に係る部分に限る。)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十五条第十八項の改正規定(第二十四条第七項を「第二十四条第八項(同法第二十九条の九において準用する場合を含む。))に改める部分に限る。)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第九号)の施行の日

十一 第一条中地方税法第七百四十七条の五及び第七百四十七条の十三の改正規定、所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

十二 第二条中地方税法第二十条の第二項及び第三項の改正規定並びに附則第三条の規定、公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日(徴収猶予の申請手続等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)(第十五条の二の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「一号施行日」という。))以後に申請される地方税法第十五条第一項及び第二項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。))については、適用し、一号施行日前に申請された徴収の猶予については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の地方税法第二十条の二の規定は、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第四条 新法第三十三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害について適用する。

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる新法第三十七条の二第二項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日(前一年以内)」とあるのは、「令和五年四月一日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

3 新法第四十五条の三の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与(以下この項において「給与」という。))について提出する同法第四十五条の三の二第一項の規定による申告書については、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第七十一条の十四第二項から第八項まで及び第七十一条の十五第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一条の十一第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利子割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割に係る第一号の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。))第七十一条の十四の二不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く。))又は旧法第七十一条の十五の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限る。))は、新法第七十一条の十四第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

5 新法第七十一条の三十五第三項から第九項まで及び第七十一条の三十六第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一条の三十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割に係る旧法第七十一条の三十五の不申告加算金(同条第六項の規定の適用があるものを除く。))又は旧法第七十一条の三十六の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限る。))は、新法第七十一条の三十五第六項第一号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

6 新法第七十一条の五十五第三項から第九項まで及び第七十一条の五十六第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一条の五十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の株式等譲渡所得割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第七項中「においては」を「には」に改め、同条第九項第一号中「又は」を「若しくは」の偽りの答弁をし、に、「忌避した」を「忌避し」、又は同項の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この章において同じ。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。同項において同じ。)その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した」に改め、同条第十項中「又は」を削り、「検査させる」を「検査させ、当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求めさせ、又は当該調査において提出された物件を留め置かせる」に改め、同条第十五条の六の二第三項の表第十五条の二第九項第二号の項を次のように改める。

第十五条の二第九項第二号	次項の規定による	国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う徴税吏員の
	同項の規定による検査	同条の規定の例により行う徴税吏員の
	又は同項の規定による	又は同条の規定の例により行う徴税吏員の
	含む。同項において同じ	含む

第十七条の五第六項中「第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項(第一号に係る部分に限る。)、第七十二条の二十三第五項、第九十条第五項、第四百四十四條の四十七第五項、第四百七十一条第五項、第四百七十八條第五項、第五百二十八條の十一第五項、第四百六十三條の三第五項、第四百八十三條第五項、第五百三十六條第五項、第六百九条第五項、第六百八十八條第五項、第七百一十條の十二第五項、第七百一十條の六十一第五項、第七百二十一條第五項又は第七百三十三條の十八第六項」を「第七十一条の十四第六項、第七十一条の三十五第七項、第七十一条の五十五第七項、第七十二条の四十六第六項(第一号に係る部分に限る。)、第七十二条の二十三第六項、第九十条第六項、第四百四十四條の四十七第六項、第四百七十一条第六項、第四百七十八條第六項、第四百八十三條第六項、第五百三十六條第六項、第六百九条第六項、第六百八十八條第六項、第七百一十條の十二第六項、第七百一十條の六十一第六項、第七百二十一條第六項又は第七百三十三條の十八第七項」に改める。

第二十二條の二第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。
第二十二條の四第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この款において同じ。」を削る。

第二十三條第一項第四号イ中「法人税額」の下に「(各対象会計年度(法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。))の国際最低課税額(同法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。))に対する法人税の額を除く。」を加え、「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、同号ロ中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

第二十七條第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に「した者」を「したとき」に改める。

第三十條第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三十二條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「所得割の課税標準」を付し、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第八項」の下に「及び次条第一項を加え、」によつて「を」により「に改め、同条第六項ただし書中「によつて」を「により」に改め、同条第七項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十項中「うめられた」を「埋められた」に改める。

第三十三條 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号) 第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害(第五項において「特定非常災害」という。))に係る同条第一項の特定非常災害発生日の属する年(以下この項及び次項において「特定非常災害発生日」という。))の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。が特定非常災害発生日年純損失金額(その者の当該特定非常災害発生日において生じた前条第八項の純損失の金額をいう。))又は被災純損失金額(所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。))、当該特定非常災害発生日において生じたものを除く。以下この項において同じ。を有する場合には、当該特定非常災害発生日年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生日年純損失金額(次条第一項に規定する特定非常災害発生日年純損失金額をいう。以下この項において同じ。))及び被災純損失金額(次条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。))以外のもの」とを「を」に改め、並びに当該納税義務者の前年前五年度間において生じた特定非常災害発生日年純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。))と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもので、政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年度間において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。))とする。

一 事業資産特定災害損失額(所得税法第七十条の二第四項第二号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。))の当該納税義務者の有する事業用固定資産(同項第三号に規定する事業用固定資産をいう。次号において同じ。))でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

2 市町村長は、前項の滞納者が、同項の報告があつた日の属する年の六月一日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を滞滞なく道府県知事に報告するものとする。この場合において、道府県知事が市町村長の同意を得たときは、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第八条第一項の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金について、前項の一定の期間に限り、同項の規定の例により、同項の地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金と併せて徴収し、又は滞納処分をすることができる。

3 道府県の徴税吏員は、前二項の規定により徴収し、又は滞納処分をする場合には、当該市町村の徴税吏員から、前二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金について、徴収の引継ぎを受けるものとし、第一項の一定の期間が経過した場合には、当該市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをするものとする。ただし、当該道府県の徴税吏員は、当該市町村の徴税吏員との協議により、滞納処分を続行することができる。

4 市町村の徴税吏員は、第一項の一定の期間中は、同項又は第二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金については、納税者が納税通知書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定する場所に納入する場合を除くほか、徴収することができないものとし、第一項の一定の期間前に滞納処分に着手したものについて滞納処分をする場合を除くほか、滞納処分をすることができないものとする。

5 市町村は、道府県が第一項又は第二項の規定により滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を徴収し、又はこれらについて滞納処分をする場合には、道府県に協力するものとする。

6 道府県は、第一項又は第二項の規定により徴収し、又は滞納処分をした個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金を、翌月十日までに、政令で定めるところにより、市町村に払い込むものとする。

7 道府県知事は、第一項の一定の期間の経過後、滞滞なく、市町村長に対し、当該期間中において行つた徴収及び滞納処分の状況を知しななければならない。

8 前各項の規定は、第四十六条第三項の規定により個人の道府県民税の賦課徴収に関する事項の報告の請求があつた場合において、市町村長から道府県知事に対し、個人の道府県民税の滞納(同条第二項又は第二項の規定による報告に係るものを除く。)に関する報告があつたときについて準用する。この場合において、第二項中「日の属する年の六月一日以後」とあるのは、「日以後」と読み替えるものとする。

9 第三項(前項において準用する場合を含む。)の徴収の引継ぎ及び滞納処分の続行に関し必要な事項は、政令で定める。

(道府県が行う滞納処分に関する罪等)

第七百三十九条の六 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。)の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に前条第一項又は第二項の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

1 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

2 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員と同条の規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

5 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該社団又は財団の代表者又は管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前各項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)第十七条の二第二項の規定は、平成三十六年度以後の年度分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金について適用し、平成三十五年度分までの個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金については、なお従前の例による。

2 新地方税法第十七条の二の二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項並びに第六項及び第七項(これらの規定のうち個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る過誤納金に係る部分に限る。)並びに第十七条の四第六項の規定は、平成三十六年度以後の年度分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る過誤納金について適用する。

3 新地方税法第十七条の二の二第二項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第四項及び第五項並びに第六項及び第七項(これらの規定のうち個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る過誤納金に係る部分に限る。)の規定は、平成三十六年度以後の年度分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る過誤納金について適用する。

4 新地方税法第二十条の四の二第八項、第二十四条の二、第二十四条の三第一項、第三百三十四條、第七百三十四條第三項、第七百三十六條第六項及び第五節第二節の規定は、平成三十六年度以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、平成三十五年度分までの個人の道府県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新地方税法第四十一条から第四十三条まで及び第四十七條第一項(第五号に係る部分に限る。)、規定は、平成三十六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び個人の市町村民税について適用し、平成三十五年度分までの個人の道府県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

三 道府県が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等(第一号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該道府県が第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により併せて徴収すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金(次項及び第四項において「道府県未納徴収金」という。)がある場合における当該還付金等

四 市町村が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等(第二号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村が徴収すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて徴収すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて徴収すべき森林環境税に係る徴収金(第三項及び第五項において「市町村未納徴収金」という。)がある場合における当該還付金等

2 前項第一号に規定する場合には、道府県徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき道府県知事に対し、当該道府県徴収金関係過誤納金(道府県未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の当該道府県の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により市町村未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の当該道府県の地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

3 第一項第二号に規定する場合には、市町村徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき市町村長に対し、当該市町村徴収金関係過誤納金(市町村未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の当該市町村の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により市町村未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の当該市町村の地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

4 第一項第三号に規定する場合には、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき道府県知事に対し、当該還付金等(道府県未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により道府県未納徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

5 第一項第四号に規定する場合には、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき市町村長に対し、当該還付金等(市町村未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により市町村未納徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

6 第二項から前項までの規定が適用される場合には、これらの規定による委託納付又は委託納入をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付又は委託納入に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。

7 第二項から第五項までの規定が適用される場合には、これらの規定による納付又は納入をした道府県知事又は市町村長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

第十七条の三第二項中「前二条」を「前三条」に改める。

6 第一項の規定により、個人の市町村民税(第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。以下この項において同じ。)、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税(第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割を除く。以下この項において同じ。)、及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税に係る還付加算金の計算をする場合には、個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税に係る過誤納金の合算額により行うものとする。

第二十条の四の二第八項中「個人の市町村民税と」を「個人の市町村民税、第四十一条第一項の規定により」、「又は固定資産税と」を「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第七百二条の八第一項の規定により」に「これと併せて徴収する個人の道府県民税については、第六項を」、「個人の道府県民税及び森林環境税に対する第六項の規定の適用については、同項」に改める。

第二十四条の二の見出し中「適用」を「適用等」に改め、同条第一項中「第四十八条、第五十条」を削り、「までにおいて同じ。」の下に「及び第五十二条(第七百三十九条の五及び第七百三十九条の六を除く。第三項において同じ。)」を加え、同条第三項中「関する規定」の下に「及び第五章第二節の規定」を加え、同条第五項中「及び前項」を「又は前項」に改め、同条第六項中「この節」の下に「及び第五章第二節」を加える。

第二十七条第二項中「同じ」を含む。「を」その他の社団等」という。を含む。以下この項、「に改め、第五十条第五項」を削り、「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を「その他の社団等」の「に」において「は」に改め、同条第三項中「においては」を「に」に改める。

第四十一条第一項中「本款」を「この款及び第五章第二節」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る第三百二十一条第二項の規定による納期前の納付に対する報奨金の計算については、個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額の合算額により同項の規定を適用するものとする。

3 第一項の場合において、個人の道府県民税(第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び分離課税に係る所得割に限る。以下この項、次条第二項及び第四十三条において同じ。)、及び個人の市町村民税(第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割に限る。以下この項、次条第二項及び第四十三条において同じ。))に係る第十七条の四の規定による還付加算金、第三百二十一条の二、第三百二十六条、第三百二十八条の十若しくは第三百二十八条の十三の規定による延滞金、第三百二十八条の十一の規定による過少申告加算金若しくは不申告加算金又は第三百二十八条の十二の規定による重加算金の計算については、個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額の合算額によりこれらの規定を適用するものとする。

第四十二条第一項中「その道府県民税」を「その個人の道府県民税」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「においては」を「には」に、「を道府県民税」を「を個人の道府県民税」に、「あな分した」を「按分した」に、「道府県民税又は」を「個人の道府県民税又は」に改め、同条第三項を削る。

第四十三条中「規定によつて」を「規定により」に、「道府県民税」を「個人の道府県民税」に、「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第四十七條第一項第二号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

5 平成四十一年度から平成四十四年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税に係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条	収入額	収入額から百億円及び特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第四十二条(平成十九年法律第二十三号)附則第四十二条の二に相当する金額の合計額(第三十条第一項において「合計償還額」という)並びに当該年度における同法附則第四十二条第二項及び第四項の規定による借入金並びに同法第十五条第一項の規定による一時借入金(森林環境譲与税に係るものに限る)の利子の支払に充てるために必要な額に相当する金額(第三十条第一項において「利子支払額」という)を控除した額
第二十八条第一項	十分の九	二十五分の二十二
第二十九条	十分の一	二十五分の三
第三十条第一項	十分の九	二十五分の二十二
第三十条第一項の表九	収入額	収入額から当該年度における合計償還額の二分の一に相当する金額(次項において「九月償還額」という)を控除した額
第三十条第一項の表三	収入額	収入額から当該年度における合計償還額と九月償還額との差額及び利子支払額を控除した額

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、平成三十六年度における森林環境税の賦課徴収に関し必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)	第二章の規定により市町村又は都道府県が処理することとされる
-----------------------------------	-------------------------------

(地方交付税法の一部改正)

第六条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」に改め、同条第三項の表道府県の項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次のように加える。

十七 森林環境譲与税
前年度の森林環境譲与税の譲与額

第十四条第三項の表市町村の項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次のように加える。

二十一 森林環境譲与税
前年度の森林環境譲与税の譲与額

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の地方交付税法(次項において「新地方交付税法」という)第十四条第一項及び第三項の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 平成三十一年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額」とする。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「都等及び固定資産税の特例」を「都等の特例等」に、「第二節 固定資産税の特例(第七百四十条―第七百四十七条)」を「第三節 固定資産税の特例(第七百四十条―第七百四十七條)」に改める。

第十七条の二第二項中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に改め、含むの下に「次条第一項第一号及び第三号において同じ」を、「個人の道府県民税」の下に「(第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ)」に係る地方団体の徴収金」を、「徴収した個人の市町村民税」の下に「(第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ)」を、「個人の市町村民税」の下に「に係る地方団体の徴収金」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(還付金等の充当等の特例)

第十七条の二の二 前条の規定並びに第七十二条の八八第二項及び第三項、第七十三条の第二項(第七十三条の二十七第七項及び第七十三條の二十七の四第五項において準用する場合を含む)、第七十四条の十四第三項、第四百四十四條の三十七項、第四百四十五條第一項において準用する場合を含む)、第四百五十八條第七項(第四百五十九條第三項において準用する場合を含む)、第四百七十七條第三項、第六百一十條第八項(第六百二十九條第二項、第六百三十三條第四項、第六百三十三條の二第六項、第六百三十三條の二の二第二項及び第六百二十九條第八項において準用する場合を含む)、第七百六十六條の二第二項並びに第七百八十八條の十第二項ただし書の規定(これらの規定中充當に係る部分に限る)その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該當する還付金又は過誤納金(以下この条において「還付金等」という)については、適用しない。

一 道府県が第七百三十九條の五第一項又は第二項の規定により併せて徴収した個人の道府県民税(第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割を除く。次号から第四号までにおいて同じ)に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税(第二百九十四條第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八條の規定により課する所得割を除く。次号から第四号までにおいて同じ)に係る地方団体の徴収金及び森林環境譲与税に係る徴収金(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次号から第四号までにおいて同じ)に係る過誤納金(以下この号及び次項において「道府県徴収金関係過誤納金」という)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該道府県に係る地方団体の徴収金がある場合における当該市町村徴収金関係過誤納金

二 市町村が徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一條第一項の規定によりこれと併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境譲与税に係る法律第七條第一項の規定によりこれらと併せて徴収した森林環境税に係る徴収金(以下この号及び第三項において「市町村徴収金関係過誤納金」という)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村に係る地方団体の徴収金がある場合における当該市町村徴収金関係過誤納金

三 市町村が徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一條第一項の規定によりこれと併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境譲与税に係る法律第七條第一項の規定によりこれらと併せて徴収した森林環境税に係る徴収金(以下この号及び第三項において「市町村徴収金関係過誤納金」という)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村に係る地方団体の徴収金がある場合における当該市町村徴収金関係過誤納金

第三章 森林環境譲与税

(森林環境譲与税)

第二十七条 森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与するものとする。

(市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準)

第二十八条 森林環境譲与税の十分の九に相当する額（以下この項において「市町村譲与額」という。）は、市町村に対して譲与するものとし、市町村譲与額の十分の五に相当する額を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積をいう。次項及び次条において同じ。）で、市町村譲与額の十分の二に相当する額を各市町村の林業就業者数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に就業する者の数をいう。）で、市町村譲与額の十分の三に相当する額を各市町村の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。同条において同じ。）で按分して譲与するものとする。

2 前項の各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積については、各市町村の林野率（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による林野率をいう。）に基づき、総務省令で定めるところにより補正するものとする。

(都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準)

第二十九条 森林環境譲与税の十分の一に相当する額（以下この条において「都道府県譲与額」という。）は、都道府県に対して譲与するものとし、都道府県譲与額の十分の五に相当する額を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与額の十分の二に相当する額を各都道府県の林業就業者数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する者の数をいう。）で、都道府県譲与額の十分の三に相当する額を各都道府県の人口で按分して譲与するものとする。

(譲与時期及び各譲与時期の譲与額)

第三十条 森林環境譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二十八条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の九に相当する額を、前条の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の一に相当する額を譲与する。

譲与時期	各譲与時期に譲与すべき額
九月	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期に譲与することができなかった金額があるとき、又は当該譲与時期において譲与すべき額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、当該譲与時期以後の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(各譲与時期の譲与額の計算)

第三十一条 各市町村及び都道府県に対する前条第一項に規定する各譲与時期に譲与すべき森林環境譲与税の額として第二十七条から前条までの規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該譲与時期に譲与すべき森林環境譲与税の額とする。

(譲与すべき額の算定に錯誤があった場合の措置)

第三十二条 総務大臣は、森林環境譲与税を市町村及び都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があったため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において市町村及び都道府県に譲与すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十三条 総務大臣は、第二十八条第二項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき森林環境譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(森林環境譲与税の使途)

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならぬ。

一 森林の整備に関する施策

二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第二項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならぬ。

一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策

二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するため同号に掲げる施策

三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 雑則

(命令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税の額の計算に関し必要な細目その他この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八條（地方税法第二十七条第二項の改正規定（第五十条第五項、）を削る部分を除く。）及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。、第九條から第十六條まで、第十七條（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三條第一号二の改正規定に限る。）、第十八條、第十九條及び第二十一条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定に限る。）の規定は、平成三十六年一月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 第二章の規定は、平成三十六年度以後の年度分の森林環境税について適用する。

2 第三章の規定は、平成三十一年度以後の年度分の森林環境譲与税について適用する。

(森林環境譲与税の特例)

第三条 平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税に係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法律第三号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 森林環境税
 - 第一節 総則(第二条―第四条)
 - 第二節 税率(第五条)
 - 第三節 賦課徴収等(第六条―第十八条)
 - 第四節 雑則(第十九条―第二十一条)
 - 第五節 罰則(第二十二条―第二十六条)
- 第三章 森林環境譲与税(第二十七条―第三十四条)
- 第四章 雑則(第三十五条)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、森林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。)の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

第二章 森林環境税

第一節 総則

(定義)

第二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人の市町村民税 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十四条第一項第一号に掲げる者に対して課する市町村民税(同法第一条第二項において準用する同号に掲げる者に対して課する特別区民税を含む)をいう。
- 二 個人の市町村民税の均等割 均等の額により課する個人の市町村民税をいう。
- 三 個人の道府県民税 地方税法第二十四条第一項第一号に掲げる者に対して課する道府県民税(同法第一条第二項又は第七百三十四条第三項において準用する同号に掲げる者に対して課する都民税を含む)をいう。
- 四 個人の道府県民税の均等割 均等の額により課する個人の道府県民税をいう。
- 五 森林環境税に係る徴収金 森林環境税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費をいう。
- 六 特別徴収 森林環境税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき徴収金を納入させることをいう。
- 七 特別徴収義務者 特別徴収により森林環境税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう。
- 八 地方団体の徴収金 地方税法第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金をいう。

(納税義務者)

第三条 この法律の施行地に住所を有する個人に対しては、この法律により、国が均等の額により森林環境税を課する。

(非課税)

第四条 国は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、森林環境税を課さない。
一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者

二 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者(これらの者の当該年度の初日の属する年の前年(次号において「前年」という。)の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。)
三 前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 障害者 地方税法第二百九十二条第一項第十号に規定する障害者をいう。
二 寡婦 地方税法第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦をいう。
三 寡夫 地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する寡夫をいう。
四 単身児童扶養者 地方税法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する単身児童扶養者をいう。

五 合計所得金額 地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。

第五節 税率
第五條 森林環境税の税率は、千円とする。

第三節 賦課徴収等

(賦課期日)

第六條 森林環境税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(賦課徴収)

第七條 森林環境税の賦課徴収は、この章に特別の定めがある場合を除くほか、住所所在市町村(森林環境税の納税義務者が賦課期日において住所を有する市町村をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)が、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割の賦課徴収(地方税法第六條、第七條、第三百一十一條、第三百二十一條第二項又は第三百二十三條の規定によるものを除く。)の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割及び同法第四十一條第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、同法第七條の六第一項(第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により賦課決定をすることができる期間については、森林環境税及び個人の市町村民税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同法第一項の規定を適用するものとする。

2 前項に規定する住所を有する市町村は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける森林環境税の納税義務者については、当該納税義務者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(地方税法第二百九十四条第三項の規定により当該納税義務者を当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして当該納税義務者に個人の市町村民税を課する市町村を含む。同法第四項の規定により当該納税義務者に個人の市町村民税を課することができない市町村を除く。)とする。

(納付又は納入等)

第八條 森林環境税の納税義務者又は特別徴収義務者は、森林環境税に係る徴収金を当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び地方税法第四十二條第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入する当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない。

2 都道府県は、地方税法第七百三十九條の四第二項の規定により森林環境税に係る徴収金の払込みがあった場合には、当該払込みがあった月の翌月の末日までに、政令で定めるところにより、森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額を国に払い込むものとする。

3 都道府県は、地方税法第七百三十九條の五第一項又は第二項(これらの規定を同法第八項において準用する場合を含む。第十三條第二項において同じ。)の規定により森林環境税に係る徴収金を徴収し、又は滞納処分をした場合には、政令で定める期日までに、政令で定めるところにより、森林環境税に係る徴収金として徴収した額を国に払い込むものとする。

茅ヶ崎公園体験学習センター条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎公園体験学習センターの管理を指定管理者に行わせることにより、施設の管理に係る専門性を高め、利用者の利便性の向上を図るため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項、第3項及び第9項
- (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第18条
- (3) 茅ヶ崎市都市公園条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第4号）第7条第2項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎公園体験学習センター（以下「センター」という。）の管理は、指定管理者に行わせるものとする事とした。（第3条関係）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書にセンターに係る事業計画書等を添えて教育委員会に申請しなければならない事とした。（第4条関係）
- (3) 教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとする者からの申請があったときは、事業計画によるセンターの管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること等の要件のいずれにも該当する者のうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められる者を指定管理者として指定しなければならない事とした。（第5条関係）
- (4) 指定管理者は、センターの利用の承認に関する業務等を行うものとする事とした。（第6条関係）
- (5) センターの休館日を定めること等とした。（第7条関係）
- (6) センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする事等とした。（第8条関係）
- (7) 集会室等の利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない事等とした。（第13条、別表関係）
- (8) 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる事とした。（第14条関係）
- (9) 規定を整備する事とした。（第9条から第12条まで、第15条、第17条から第19条まで、第21条関係）
- (10) 所要の規定を整備する事とした。（第16条、第20条、第22条、第23条関係）
- (11) この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行する事とし、所要の経過措置を設ける事とした。

茅ヶ崎公園体験学習センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>(センターの管理)</u> <u>第3条 センターの管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</u> <u>(指定管理者の指定の申請)</u> <u>第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書にセンターに係る事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。</u> <u>(指定管理者の指定)</u> <u>第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると思われる者を指定管理者として指定しなければならない。</u> <u>(1) 事業計画によるセンターの管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。</u> <u>(2) 事業計画書の内容が、センターの適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u> <u>(3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実にを行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。</u> <u>(指定管理者の業務)</u> <u>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> <u>(1) センターの利用の承認に関する業務</u> <u>(2) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務</u> <u>(休館日)</u> <u>第7条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。</u> <u>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日を開館しないことができる。</u></p>	<p><u>(休館日等)</u> <u>第3条 センターの休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。</u></p>

(開館時間)

第8条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に開館時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第9条 センターの施設のうち集会室、実習室、録音室及び点訳室並びにこれらの施設の附属設備のうち別表の2の項の表に掲げるもの並びにロッカー（以下これらを総称して「集会室等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認（以下「利用の承認」という。）をしないことができる。

- (1)
- ↳ 略
- (4)

3 指定管理者は、利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

第10条 指定管理者は、集会室等（ロッカーを除く。）の利用が、同一の者が同一の内容で3日以上連続して利用するもの又は例日を定めて利用するものであると認めるときは、利用の承認をしないことができる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の内容の変更)

第11条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 第9条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用者が第9条第3項に規定する条件に違反したとき。
- (3)
- ↳ 略
- (5)

(利用の承認等)

第4条 センターの施設のうち集会室、実習室、録音室及び点訳室並びにこれらの施設の附属設備のうち別表の2の項の表に掲げるもの並びにロッカー（以下これらを総称して「集会室等」という。）を利用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認（以下「利用の承認」という。）をしないことができる。

- (1)
- ↳ 略
- (4)

3 教育委員会は、利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

第5条 教育委員会は、集会室等（ロッカーを除く。）の利用が、同一の者が同一の内容で3日以上連続して利用するもの又は例日を定めて利用するものであると認めるときは、利用の承認をしないことができる。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の内容の変更)

第6条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用者が第4条第3項に規定する条件に違反したとき。
- (3)
- ↳ 略
- (5)

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第13条 利用者は、集会室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金（カラオケ設備及びロッカーの利用に係るものを除く。）の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金 _____ の全部又は一部を還付することができる。

(目的以外の利用等の禁止)

第16条 略

(販売行為等の禁止)

第17条 利用者及び入館者は、センター内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(特別の設備等の制限)

第18条 利用者は、集会室等に特別の設備を設

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、カラオケ設備及びロッカーの利用に係るものを除き、使用料の全部又は一部を免除することができるものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業のために利用するとき 使用料の額の全額

(2) 市又は教育委員会と密接な関係を有し、かつ、青少年の健全育成及び地域福祉の推進を図ることを目的とする公共的団体（教育委員会が適当であると認めるものに限る。）がその目的のために利用するとき 使用料の額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき その都度教育委員会が定める額

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は _____ 、還付しない。ただし、教育委員会が災害その他特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的以外の利用等の禁止)

第11条 略

(販売行為等の禁止)

第12条 利用者及び入館者は、センター内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(特別の設備等の制限)

第13条 利用者は、集会室等に特別の設備を設

置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第19条 利用者は、集会室等の利用を終了したとき又は利用の承認を取り消され、若しくはその利用を制限され、若しくは中止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第20条 略

(入館の制限等)

第21条 指定管理者は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)

略

(4)

(管理上の立入り)

第22条 略

(委任)

第23条 略

別表 (第9条、第13条関係)

1 施設利用料金

(1) 基本利用料金

略

備考 略

(2) 営利目的等利用料金

利用者が参加料その他これに類する料金を徴収する場合又は商業宣伝、営業若しくはこれらに類する目的をもって利用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の額に、基本利用料金の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

2 附属設備利用料金

略

備考 略

3 ロッカー利用料金

略

備考 略

置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第14条 利用者は、集会室等の利用を終了したとき又は利用の承認を取り消され、若しくはその利用を制限され、若しくは中止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 略

(入館の制限等)

第16条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)

略

(4)

(管理上の立入り)

第17条 略

(委任)

第18条 略

別表 (第8条関係)

1 施設使用料

(1) 基本使用料

略

備考 略

(2) 営利目的等使用料

利用者が参加料その他これに類する料金を徴収する場合又は商業宣伝、営業若しくはこれらに類する目的をもって利用する場合の使用料の額は、基本使用料の額に、基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

2 附属設備使用料

略

備考 略

3 ロッカー使用料

略

備考 略

茅ヶ崎公園体験学習センター条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○都市公園法

(条例又は政令で規定する事項)

- 第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

○茅ヶ崎市都市公園条例

(有料公園施設)

- 第7条 市の管理する公園施設のうち、有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第2のとおりとする。
- 2 この条例に定めるもののほか、有料公園施設の管理については、第24条第1号に規定する指定管理公園施設を除き、茅ヶ崎市営体育施設条例（昭和38年茅ヶ崎市条例第17号）、茅ヶ崎公園体験学習センター条例（平成30年茅ヶ崎市条例第37号）、茅ヶ崎市営水泳プール条例（昭和35年茅ヶ崎市条例第13号）、茅ヶ崎市茶室・書院条例（平成3年茅ヶ崎市条例第12号）及び茅ヶ崎市水室椿庭園条例（平成3年茅ヶ崎市条例第16号）の定めるところによる。

茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎公園体験学習センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定に関し必要な事項を定めるとともに、体験学習センターの管理に関する事務を教育推進部青少年課に分掌させる等のため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項、第17条第2項及び第33条第1項
- (2) 茅ヶ崎公園体験学習センター条例（平成30年茅ヶ崎市条例第37号）第23条

3 規則の概要

(1) 茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則関係

- ア 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする等とした。（第2条関係）
- イ 指定管理者の指定を受けようとする者が教育委員会に提出する申請書には、当該団体の概要書等を添えることとした。（第3条関係）
- ウ 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする等とした。（第4条関係）
- エ 利用者は、指定管理者が指定する期日までに集会室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならないこととした。（第9条関係）
- オ 利用料金の免除は、市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業のために利用する場合にあっては、利用料金の額の全額とする等とした。（第10条関係）
- カ 規定を整備することとした。（第5条から第8条まで、第11条から第16条まで、別表関係）
- キ 所要の規定を整備することとした。（第17条関係）

(2) 茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則関係

- ア 教育推進部青少年課の分掌する事務に体験学習センターの管理に関する事務を加えることとした。（第4条関係）
- イ 所要の規定を整備することとした。（第8条から第14条まで関係）

(3) 茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則関係

所要の規定を整備することとした。（別表第2、別表第5関係）

(4) この規則は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p><u>(指定管理者の公募)</u></p> <p>第2条 教育委員会は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、<u>公募するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(教育委員会規則で定める書類)</u></p> <p>第3条 条例第4条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該団体の概要書</p> <p>(2) 当該団体の活動の実績書</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める書類</p> <p><u>(指定管理者の指定等の公告)</u></p> <p>第4条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。</p>	<p><u>(休館日)</u></p> <p>第2条 条例第3条の規定による休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。</u></p> <p>(2) <u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。</u></p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p>第3条 条例第3条の規定による開館時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>(利用の申請等)</u></p> <p>第4条 条例第4条第1項の承認（以下「利用の承認」という。）を受けようとする者は、茅ヶ崎公園体験学習センター利用申請書により教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による申請は、別表に定める受付期間（ロッカーにあっては、教育委員会が別に定める受付期間）内における開館日の午前9時から午後5時までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、利用の承認をするときはその旨を、利用の承認をしないときはその旨及びその理由を、茅ヶ崎公園体験学習センター利用決定書（以下「利用決定書」という。）により当該申請者に通知するものとする。</u></p>

(利用の申請等)

第5条 条例第9条第1項の承認（以下「利用の承認」という。）を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別表に定める受付期間（附属設備及びロッカーにあっては、指定管理者が別に定める受付期間）内に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の取消し)

第6条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、集会室等（条例第9条第1項に規定する集会室等をいう。以下同じ。）の利用を取り消そうとするときは、指定管理者の定めるところにより指定管理者に届け出なければならない。

(利用の内容の変更申請)

第7条 第5条第1項の規定は、条例第11条の承認を受けようとする場合について準用する。

(利用の承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、条例第12条の規定により利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止させるときは、
_____、遅滞なくその旨及びその理由を利用者に通知しなければならない。ただし、処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

4 茅ヶ崎公園体験学習センター（以下「センター」という。）の施設のうち集会室、実習室、録音室及び点訳室並びにこれらの施設の附属設備のうち条例別表の2の項の表に掲げるもの並びにロッカー（以下これらを総称して「集会室等」という。）の利用の決定は、申請の順に行う。ただし、2以上の者が同時に同一の内容を申請したときは、抽選により申請の順を決定するものとする。

5 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、集会室等を利用する際に利用決定書を関係職員に提示しなければならない。

(利用の取消し)

第5条 利用者は、集会室等の利用を取り消そうとするときは、茅ヶ崎公園体験学習センター利用取消届に利用決定書を添えて教育委員会に届け出なければならない。前条第2項の規定は、この場合について準用する。

(利用の内容の変更申請)

第6条 利用者は、条例第6条の承認を受けようとするときは、茅ヶ崎公園体験学習センター利用変更申請書に利用決定書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎公園体験学習センター利用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎公園体験学習センター利用変更決定書」と読み替えるものとする。

(利用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、条例第7条の規定により利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止させるときは、茅ヶ崎公園体験学習センター利用取消・制限・中止決定書により、遅滞なくその旨及びその理由を利用者に通知しなければならない。ただし、処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

(利用料金の納付)

第9条 利用者は、指定管理者が指定する期日までに集会室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第14条の規定による利用料金の免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業のために利用するとき 利用料金の額の全額
- (2) 市又は教育委員会と密接な関係を有し、かつ、青少年の健全育成及び地域福祉の推進を図ることを目的とする公共的団体（教育委員会が適当であると認めるものに限る。）がその目的のために利用するとき 利用料金の額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき その都度教育委員会が定める額

2 第5条第1項の規定は、条例第14条の規定による利用料金の免除を受けようとする場合について準用する。

(利用料金の還付)

第11条 条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付
は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、茅ヶ崎公園体験学習センター使用料減免申請書に利用決定書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。

3 第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎公園体験学習センター利用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎公園体験学習センター使用料減免決定書」と読み替えるものとする。

。

(使用料の還付)

第9条 条例第10条ただし書の規定による使用料
の還付（以下「使用料の還付」という。）は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定管理者が災害その他利用者の責めに帰することのできない理由により集会室等を利用することができないと認めたととき 既納の利用料金の額の全額（ロッカーにあつては、指定管理者がこれを利用することができないと認めた期間に係る利用料金に相当する額）
- (2) 指定管理者が条例第12条第5号の規定により集会室等の利用の承認を取り消し、又はその利用を中止させたとき 既納の利用料金の額の全額（ロッカーにあつては、指定管理者がこれを利用することができないと認めた期間に係る利用料金に相当する額）
- (3) 利用者が集会室等の利用を開始する前にその利用の取消しの届出をしたとき 既納の利用料金の額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）
- (4) 利用者が集会室等の利用を開始する前に利用の承認の内容の変更を申請した場合において、これを指定管理者が承認をしたとき（既納の利用料金の額に過納額が生じたときに限る。） 当該過納額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めたととき その都度指定管理者が定める額

2 第5条第1項の規定は、条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする場合について準用する。

(特別の設備等の申請等)

第12条 第5条第1項の規定は、条例第18条の承認を受けようとする場合について準用する。

- (1) 教育委員会が災害その他利用者の責めに帰することのできない理由により集会室等を利用することができないと認めたととき 既納の使用料金の額の全額（ロッカーにあつては、教育委員会がこれを利用することができないと認めた期間に係る使用料に相当する額）
- (2) 教育委員会が条例第7条第5号の規定により集会室等の利用の承認を取り消し、又はその利用を中止させたとき 既納の使用料金の額の全額（ロッカーにあつては、教育委員会がこれを利用することができないと認めた期間に係る使用料に相当する額）
- (3) 利用者が集会室等の利用を開始する前にその利用の取消しの届出をしたとき 既納の使用料金の額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）
- (4) 利用者が集会室等の利用を開始する前に利用の承認の内容の変更を申請した場合において、これを教育委員会が承認をしたとき（既納の使用料金の額に過納額が生じたときに限る。） 当該過納額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めたととき その都度教育委員会が定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、茅ヶ崎公園体験学習センター使用料還付申請書に利用決定書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、還付を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。

4 第4条第2項及び第3項の規定は、第2項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎公園体験学習センター利用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎公園体験学習センター使用料還付決定書」と読み替えるものとする。

(特別の設備等の申請等)

第10条 利用者は、条例第13条の承認を受けようとするときは、茅ヶ崎公園体験学習センター特別の設備等申請書に特別の設備又は備付けの器具以外の器具（以下「特別の設備等」という。）に係る仕様書、図面その他必要な書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎公園体験学習センター利

2 条例第18条の承認を受けた者は、当該特別の設備等の設置に要する費用の全額を負担しなければならない。

(責任者等)

第13条 略

2 利用者は、利用の承認を受けた施設内外の秩序を保持し、及び安全を確保するため必要な整理員を配置しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第14条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 承認を受けた茅ヶ崎公園体験学習センター（以下「センター」という。）の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）以外のものを利用しないこと。

(2)

略

(12)

(利用後の報告)

第15条 利用者は、条例第19条の規定により原状に回復したときは、直ちにその旨を関係職員に報告し、その確認を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第16条 利用者及び入館者は、センターの施設等又は備付けの器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及びその理由を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(補則)

第17条 略

別表 (第5条関係)

略

備考 略

(茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則の一部改正)

用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎公園体験学習センター特別の設備等決定書」と読み替えるものとする。

3 条例第13条の承認を受けた者は、当該特別の設備等の設置に要する費用の全額を負担しなければならない。

(責任者等)

第11条 略

2 利用者は、利用の承認を受けた施設内外の秩序を保持し、及び安全を確保するため必要な整理員を配置しなければならない。ただし、教育委員会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第12条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 承認を受けたセンター

の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）以外のものを利用しないこと。

(2)

略

(12)

(利用後の報告)

第13条 利用者は、条例第14条の規定により原状に回復したときは、直ちにその旨を関係職員に報告し、その確認を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第14条 利用者及び入館者は、センターの施設等又は備付けの器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及びその理由を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(補則)

第15条 略

別表 (第4条関係)

略

備考 略

(教育推進部の事務分掌)

第4条 略

2 教育推進部青少年課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)

略

(9)

(10) 体験学習センターの管理に関すること。

(11) 略

(12) 略

(青少年会館の事務分掌)

第8条 略

(博物館の事務分掌)

第9条 略

(主管事務の決定)

第10条 略

(事務分担)

第11条 略

(相互援助)

第12条 略

(事務の代理)

第13条 略

(職員に適用される基準)

第14条 略

(茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部改正)

別表第2 (第4条関係)

(教育推進部の事務分掌)

第4条 略

2 教育推進部青少年課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)

略

(9)

(10) 略

(11) 略

(体験学習センターの事務分掌)

第8条 茅ヶ崎市都市公園条例(昭和59年茅ヶ崎市条例第4号)に基づき設置された体験学習センターは、教育推進部青少年課に属する。

2 体験学習センターの事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 体験学習センターの運営管理に関すること。

(2) 体験学習センターの事業に関すること。

(青少年会館の事務分掌)

第9条 略

(博物館の事務分掌)

第10条 略

(主管事務の決定)

第11条 略

(事務分担)

第12条 略

(相互援助)

第13条 略

(事務の代理)

第14条 略

(職員に適用される基準)

第15条 略

別表第2 (第4条関係)

機 関	区 分	職	職に充てる職員
学校以外の教育機関	略	略	略
	博物館	館長	
	略	略	

別表第5（第7条関係）

- (1) 略
- (2) 学校以外の教育機関

区 分	職	職 務
略	略	略
略	略	略

- (3) 略

機 関	区 分	職	職に充てる職員
学校以外の教育機関	略	略	略
	博物館	館長	
	体験学習センター	所長	
	略	略	

別表第5（第7条関係）

- (1) 略
- (2) 学校以外の教育機関

区 分	職	職 務
略	略	略
体験学習センター	所長	上司の命を受け、体験学習センターの事務を処理する。
略	略	略

- (3) 略

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免に関し対象となる保険料の納期限を改めるため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条

3 条例の概要

- (1) 市長は、平成23年3月11日において警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域等に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和5年度分の保険料を減免することができることとした。（附則第6条関係）
- (2) 市長は、新型コロナウイルス感染症により生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯の納付義務者に対し、令和4年度分の保険料について令和5年4月1日以後に納期限が到来するものも減免することができることとした。（附則第7条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法

(保険料の減免等)

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に鑑み、位置、構造及び管理の基準に係る急速充電設備の範囲を拡大する等のため提案する。

2 根拠法規

消防法（昭和23年法律第186号）第9条

3 条例の概要

- (1) 急速充電設備の範囲を拡大し、電気を設備内部で変圧して、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であって、その全出力が200キロワットを超えるものについて、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を適用することとともに、分離型の急速充電設備（設備本体及び充電ポストにより構成されるものをいう。）の構造の基準を定めること等とした。（第18条の2関係）
- (2) 喫煙してはならない等の場所として消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、「喫煙所」と表示した標識の設置を要しないこと等とした。（第33条関係）
- (3) 規定を整備することとした。（第3条、第23条、第27条、第51条から第52条の2まで、第67条、附則第4項、別表第1、別表第2、旧別表第1、旧別表第2、旧別表第4関係）
- (4) この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第1の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 略</p> <p>(2)</p> <p>） 略</p> <p>(19)</p> <p>2</p> <p>） 略</p> <p>5</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポス</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 略</p> <p>(2)</p> <p>） 略</p> <p>(19)</p> <p>2</p> <p>） 略</p> <p>5</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう</p>

トを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては

_____、この限りでない。
ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その^{きょう}管体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3)

↳ 略

(5)

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)

↳ 略

(10)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めるときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター_____

_____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 略

(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。

ア

↳ 略

エ

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつ

_____。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) その^{きょう}管体は不燃性の金属材料で造ること。

(3)

↳ 略

(5)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が_____外れないようにする措置を講ずること。

(8)

↳ 略

(10)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる_____こと。

(12) 自動車等_____の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 略

(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池_____について次に掲げる措置を講ずること。

ア

↳ 略

エ

ては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) 略

(19) 略

2 略

(避雷設備)

第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 略

(液体燃料を使用する器具)

第27条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第1の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 略

(2)

） 略

(14)

2 略

(喫煙等)

第33条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分

(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそ

(17) 略

(18) 略

2 略

(避雷設備)

第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。_____）に適合するものとしなければならない。

2 略

(液体燃料を使用する器具)

第27条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 略

(2)

） 略

(14)

2 略

(喫煙等)

第33条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分

(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそ

れのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 略

7 略

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

れのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第4に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第4に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 略

7 略

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第51条 別表第2の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考6に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考8に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第2備考6(4)に該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第二類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第四類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ 略

(2) 可燃性液体類等（別表第2備考6(4)に該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合は、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 略

(4) 略

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第2に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地を

第51条 別表第5の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考6に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考8に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第5備考6(4)に該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第二類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第四類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ 略

(2) 可燃性液体類等（別表第5備考6(4)に該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合は、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 略

(4) 略

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第5に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地を

それぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

略

(2) 別表第2に定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第2に定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 略

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第52条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)

略

(4)

(5) 再生資源燃料(別表第2備考5に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア

略

エ

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 略

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第2備考9に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合は、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考7に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに

それぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

略

(2) 別表第5に定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第5に定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 略

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第52条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)

略

(4)

(5) 再生資源燃料(別表第5備考5に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア

略

エ

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 略

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第5備考9に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合は、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考7に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに

、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

略

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 略

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第2に定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁若しくは不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 略

エ 別表第2に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 略

イ 別表第2に定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第52条の2 別表第2に定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの届出等）

第67条 指定数量の5分の1以上（個人の住居

、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

略

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 略

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第5に定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁若しくは不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 略

エ 別表第5に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 略

イ 別表第5に定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第52条の2 別表第5に定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの届出等）

第67条 指定数量の5分の1以上（個人の住居

で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上) 指定数量未満の危険物及び別表第2に定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表に定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 略

附 則

(施行期日)

1 略

(茅ヶ崎市火災予防条例の廃止)

2 略

(経過措置)

3 略

4 この条例の施行の際現に設置されている図記号による標識については、当分の間、第33条第2項後段の規定は、適用しない。

5

略

1 1

(寒川町の消防事務の受託に伴う経過措置)

1 2 略

1 3 略

別表第1 (第3条、第27条関係)

略

注 略

備考 略

別表第2 (第51条、第52条、第52条の2、第67条関係)

略

備考 略

で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上) 指定数量未満の危険物及び別表第5に定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表に定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 略

附 則

(施行期日)

1 略

(茅ヶ崎市火災予防条例の廃止)

2 略

(経過措置)

3 略

4 この条例の施行の際現に設置されている図記号による標識については、当分の間、第33条第3項及び第4項後段の規定は、適用しない。

5

略

1 1

(寒川町の消防事務の受託に伴う経過措置)

1 2 略

1 3 略

別表第1及び別表第2 削除

別表第3 (第3条、第27条関係)

略

注 略

備考 略

別表第4 (第33条関係)

略

別表第5 (第51条、第52条、第52条の2、第67条関係)

略

備考 略

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例参照条文

○消防法

第九条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

○産業標準化法

(日本産業規格)

第二十条 第十一条、第十四条第二項又は第十五条第二項の規定により制定された産業標準は、日本産業規格という。

- 2 何人も、第十一条、第十四条第二項又は第十五条第二項の規定により制定された産業標準でないものについて日本産業規格又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

○健康増進法

(喫煙専用室)

第三十三条 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。

- 一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

- 一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨
- 二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等

において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

○健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）

附 則

（指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）

第三条 新法第三十三条第一項に規定する第二種施設等（以下この項並びに次条第一項第一号及び第四号において「第二種施設等」という。）の管理権原者が当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ（新法第二十八条第一号に規定するたばこ（以下この項において「たばこ」という。）のうち、当該たばこから発生した煙（蒸気を含む。）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）のみの喫煙（新法第二十八条第二号に規定する喫煙をいう。）をすることができる場所として定めようとする場合における当該第二種施設等についての新法第二十九条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第一項第二号イ及び第五号並びに第三十三条の見出し	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
第三十三条第一項	たばこ	指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）
	専ら喫煙	喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。）
第三十三条第二項	を専ら喫煙	を喫煙
	この節	この条及び次条第一項
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第三十三条第二項第一号	専ら喫煙	喫煙
第三十三条第三項	喫煙専用室標識を	指定たばこ専用喫煙室標識を
	この節	この条及び次条第一項
	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
第三十三条第三項第一号	喫煙専用室（	指定たばこ専用喫煙室（
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識

第三十三条第四項	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が
	この節	この条及び次条
	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第三十三条第五項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
第三十三条第六項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第三十三条第七項	喫煙専用室設置施設等の	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室設置施設等に	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に
	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
第三十四条の見出し	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
第三十四条第一項	喫煙専用室設置施設等の	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
	喫煙専用室設置施設等に	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に
	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が

第三十四条第二項及び第三項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
---------------	------------	-----------------

- 2 指定たばこ専用喫煙室設置施設等（前項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等をいう。以下この条及び次条第二項第四号において同じ。）の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない。
- 3 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 6 第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の過料に処する。

○対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）第2条の規定による改正前のもの）

（対象火気設備等の種類）

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

- 一 炉
- 二 ふろがま
- 三 温風暖房機
- 四 厨房設備
- 五 ボイラー
- 六 ストープ（移動式のものを除く。以下同じ。）
- 七 乾燥設備
- 八 サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。）
- 九 簡易湯沸設備（入力が十二キロワット以下の湯沸設備をいう。以下同じ。）
- 十 給湯湯沸設備（簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。以下同じ。）
- 十一 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第十六条第四号イを除き、以下同じ。）
- 十二 ヒートポンプ冷暖房機
- 十三 火花を生ずる設備（グラビア印刷機、ゴムプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。以下同じ。）
- 十四 放電加工機（加工液として法第二条第七項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）
- 十五 変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。）

十六 内燃機関を原動力とする発電設備

十七 蓄電池設備（四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）

十八 ネオン管灯設備

十九 舞台装置等の電気設備（舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備をいう。以下同じ。）

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号チにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

（火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造）

第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

一 対象火気設備等の使用に際し、火災の発生のおそれのある部分は、不燃材料で造ること。

二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道並びにその被覆及び支枠を不燃材料で造ること。

三 燃料タンク（液体燃料を使用するものに係るものに限る。第十六条を除き、以下同じ。）とたき口（内燃機関を原動力とする発電設備にあっては、内燃機関。以下同じ。）との間には、二メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

四 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

五 液体燃料を予熱する方式のものにあっては、その配管（建築設備を除く。）又は燃料タンクを直火で予熱しないものとするとともに、過度の予熱を防止する措置が講じられたものとするこ

六 気体燃料又は液体燃料を使用するものにおいて、多量の未燃ガスが滞留しない措置が講じられたものとするこ

七 電気を熱源とするものにおいて、その電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用すること。

八 温風暖房機にあっては、その熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。

九 固体燃料を使用するストーブにあっては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。

十 燃料電池発電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備にあっては、その排気筒（配管設備等を除く。）は、防火上有効なものとするこ

十一 ネオン管灯設備にあっては、次によるこ

イ 点滅装置には、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにおいて、この限りでない。

ロ 支枠その他ネオン管灯に近接する取付け材は、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（不燃性及び難燃性のものを除く。）を用いないこ

十二 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備にあっては、次によるこ

イ 電灯の充電部は、露出させないこ

ロ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。

ハ 一の電線を二以上の分岐回路に使用しないこ

十三 急速充電設備にあっては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

（その他の基準）

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

一 燃料タンク（液体燃料を使用するもの（ストーブを除く。）に係るものに限る。）を屋内に設

ける場合にあつては、不燃材料で造られた床上に設けること。

二 電気を熱源とするものにあつては、その電線、接続器具について、短絡を生じない措置を講ずること。

三 厨房設備にあつては、天蓋（屋外へ直接排気を行う構造のものを除く。）及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理をすることとし、特に油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋には、特別な清掃を行う場合を除き、排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリス除去装置（グリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置をいう。以下同じ。）を設けること。この場合のグリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備及び燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち火を使用するものに限る。）のうち、出力十キロワット未満であつて、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられているもの

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

ハ 急速充電設備のうち、消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの

五 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（建築設備を除く。）にあつては、水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

六 火花を生ずる設備にあつては、静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

七 舞台装置等の電気設備にあつては、その電灯は、可燃物を加熱するおそれのない位置に設けること。

八 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備にあつては、その残置灯設備の回路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等、自動遮断の措置を講ずること。

九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

ロ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

ニ 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ホ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

へ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ト 急速充電設備を手動で緊急停止させることができること。

チ 自動車等の衝突を防止すること。

リ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このリにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な

強度を有するものにあつては、この限りでない。

ヌ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ル 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ 異常な高温とならないこと。

ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

「イ」略

ロ コネクタ―と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ハ コネクタ―が電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタ―が当該電気自動車等から外れないようにすること。

「二」ハ 略

ト 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

チ 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止すること。

リ コネクタ―について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクタ―に十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

「ヌ」ル 略

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く)について次に掲げる措置を講ずること。

「イ」ニ 略

十一 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く)を内蔵しないこと。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

(消防法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 消防法施行規則第三条第一項、第三条の二第一項(同令第五十一条の九において準用する場合を含む)、第四条第一項(同令第五十一条の二において準用する場合を含む)、第四条の二第一項(同令第五十一条の三において準用する場合を含む)、第四条の二の八第二項及び第七項(同令第五十一条の十六第二項において準用する場合を含む)、第四条の二の十五第二項、第三十一条の三第一項、第三十三条の十八並びに第五十一条の八第一項に規定する届出書の様式については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第三十二条第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

九 「同上」

「イ」同上

ロ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

「二」ハ 同上

ト 急速充電設備を手動で緊急に停止させることができること。

チ 自動車等の衝突を防止すること。

リ コネクタ―(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このリにおいて同じ)について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクタ―に十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

「ヌ」ル 同上

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

「イ」ニ 同上

「新設」

(対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正)
 第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成十四年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、これを加える。

改 正 後

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

〔一〇十九 略〕

二十 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力二十キロワット以下のものを除く。))をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ)及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)については、充電ポストを含む。以下同じ。)

(火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造)

第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

〔一〇十二 略〕

十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のもの(充電ポスト)にあつては、この限りでない。

(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に關し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

〔一〇三 略〕

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備(全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。)のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

〔一〇八 略〕

二 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポスト

〔一〇八 略〕

改 正 前

(対象火気設備等の種類)

第三条 〔同上〕

〔一〇十九 同上〕

二十 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車)をいう。第十六条第九号子において同じ。)をいう。以下同じ。)に充電する設備(全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。))をいう。以下同じ。)

(火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造)

第十条 〔同上〕

〔一〇十二 同上〕

十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(その他の基準)

第十六条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

〔新設〕

〔一〇八 同上〕

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

(消防法施行規則の一部改正)

第一条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(防災管理点検の特例)</p> <p>第五十一条の十六 [略]</p> <p>2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。</p>	<p>(防災管理点検の特例)</p> <p>第五十一条の十六 [同上]</p> <p>2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の二の八第二項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十四号」と、同条第七項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十五号」と読み替えるものとする。</p>

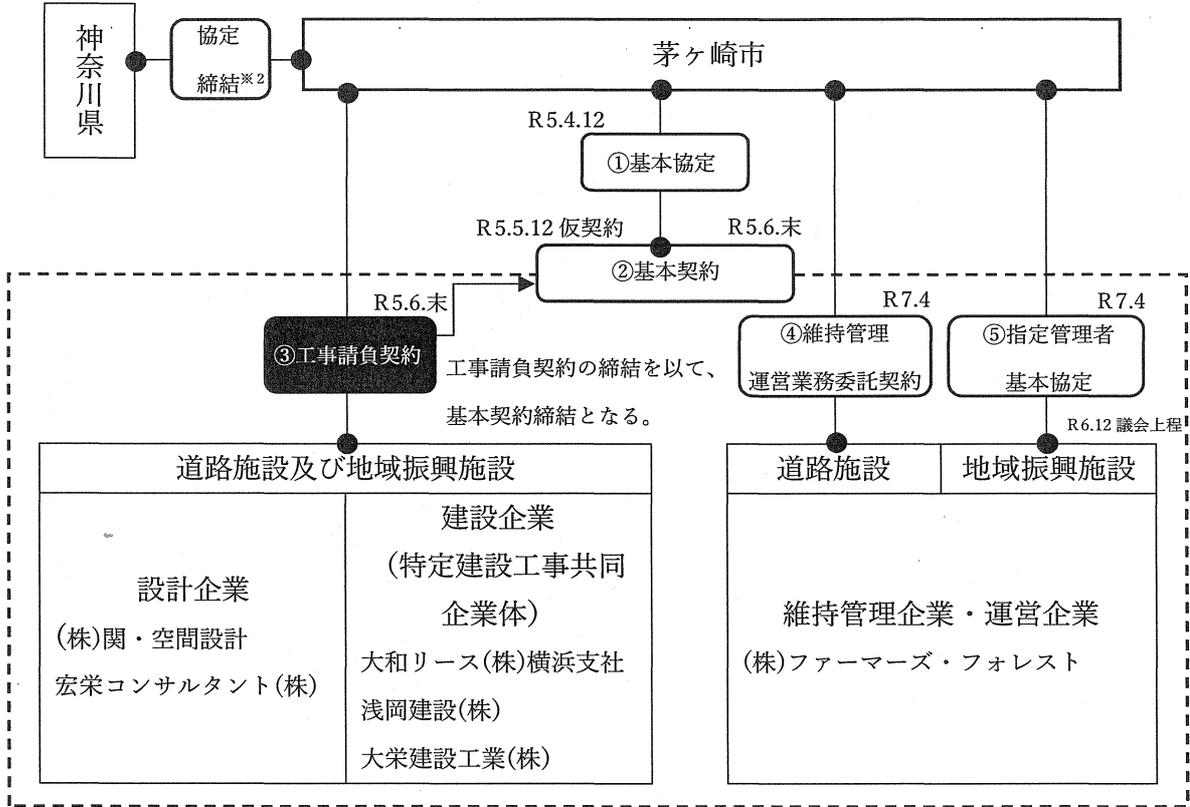
○ 総務省令第八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十一日

総務大臣 松本 剛明

道の駅整備推進事業 DBO方式^{※1}に基づく契約形態について



①基本協定（令和5年4月12日締結）

各契約締結に向けた義務等を規定したもの。

②基本契約（令和5年5月12日仮契約締結）

事業全般の枠組みや、契約締結の時期及び相手、各契約主体の責任範囲を明確化したもの。工事請負契約の議決を以て本契約とする。全ての構成企業と締結。令和22年3月31日まで。

③工事請負契約：（本議案）

設計企業、建設企業及び工事監理企業との間で締結する、本施設の設計施工一括契約。令和7年3月31日まで。

④維持管理運営業務委託契約（令和7年4月締結予定）

神奈川県所有の道路施設部分に係る、維持管理運営会社と締結する開設初年度の維持管理運営業務委託。令和8年3月31日まで。2年目以降は神奈川県より別途発注予定。

⑤指定管理者基本協定（令和6年第4回市議会定例会にて議案上程予定）

本市所管の地域振興施設部分について、維持管理運営会社と締結する15年間の維持管理及び運営業務に係る協定。令和22年3月31日まで。

^{※1}Design Build Operate の略。設計、建設、維持管理・運営まで一括して民間企業が行う手法であり、PFI方式に準じた方式。行政の資金調達能力を活用し金利コストを低減でき、さらに民間事業者の経営能力及び技術能力を活用し、建設費・運営費等の縮減効果が期待できる。

^{※2}本市では神奈川県との一体型道の駅として整備を進めており、神奈川県所管の道路施設に係る費用負担等について協定を締結し、役割分担を明確化している。

道の駅整備運営事業者 優先交渉権者の選定経緯

1 選定委員会の構成

(1) 選定委員会設置目的

本事業における最優秀提案の選定において、公正性及び透明性を確保すると共に、専門的判断を求めることを目的に、学識経験者等で構成される選定委員会を設置した。本事業の選定委員は、以下のとおりである。(敬称略)

委員長	山口 直也	(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授)
委員	楓 千里	(國學院大學観光まちづくり学部 教授)
	折笠 俊輔	(公益財団法人流通経済研究所 農業・環境・地域部門 部門長)
	後藤 勲	(株式会社道の駅しもつけ 取締役支配人)
	三友 奈々	(日本大学理工学部 助教)
	高山 和茂	(湘南地区まちぢから協議会 会長)
	三觜 健一	(南湖地区まちぢから協議会 会長)

2 審査の概要

(1) 審査の方法

最優秀提案を選定するための審査の方法は、応募者の備えるべき参加資格要件等に関する「資格審査」と、応募者からの提案の内容に関する「提案審査」による2段階で実施する。

資格審査は、応募者の参加資格要件の適格性を審査するために行うものとし、その結果については、以降の提案審査には持ち越さない。

提案審査は、基礎審査(要求水準を満たしているか等)を通過した者より提出された提案書を対象とし、提案書の内容の定性的な評価(以下「定性審査」という。)により定性評価点を算出、提案価格の定量的な評価(以下「価格審査」という。)により価格評価点を算出し、それらの合計点(以下「総合評価点」という。)を算定するものとする。

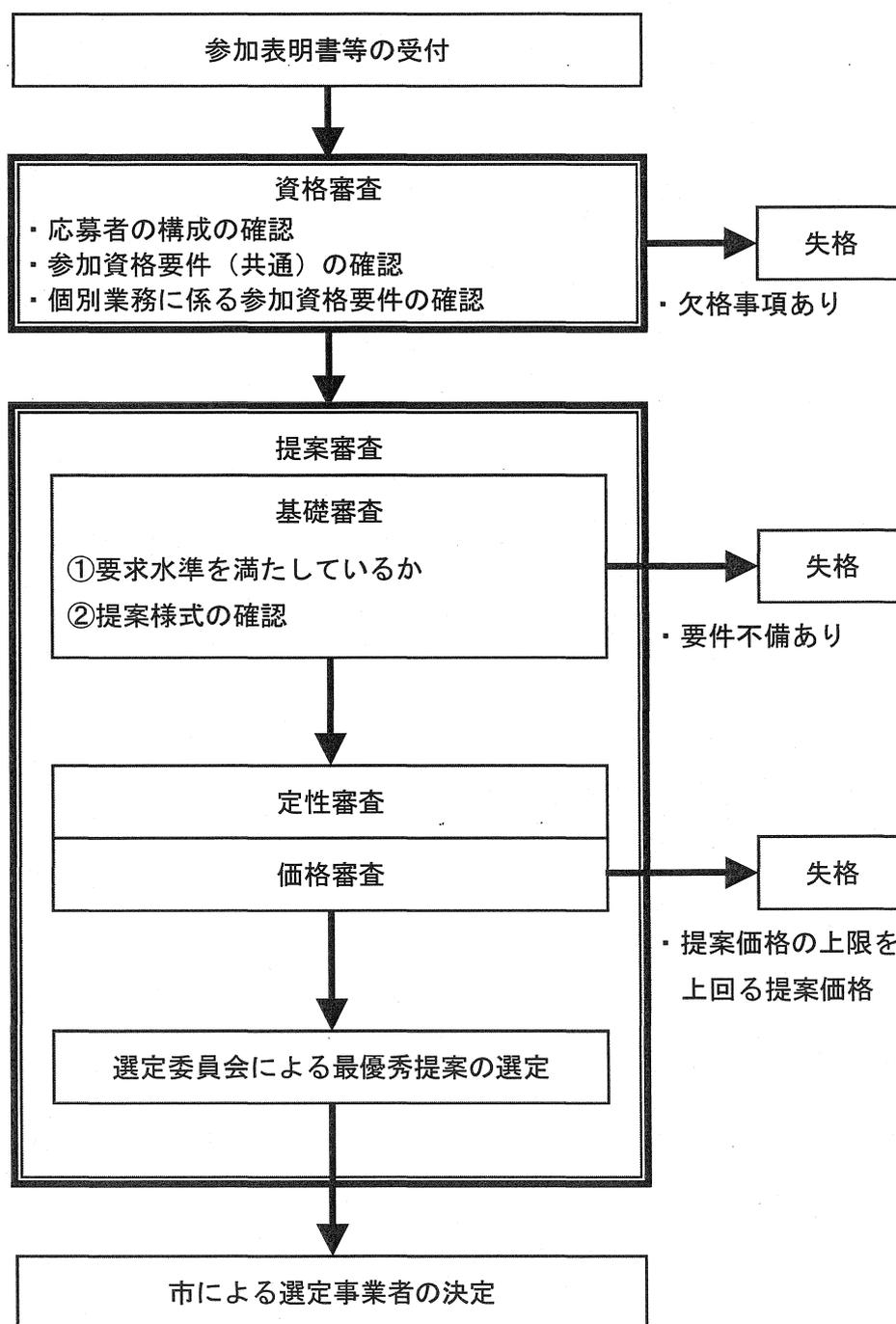
なお、定性評価点が400点未満の場合、当該応募者は失格とする。

総合評価点は、「1,000点」を満点とし、定性審査、価格審査の配点について以下に示す。

<定性審査・価格審査の配点>

提案審査内容	配点
定性審査(定性評価点)	800点
価格審査(価格評価点)	200点

(2) 審査の手順



(3) 選定委員会の開催

委員会	開催日	協議内容（議事）
第1回	令和4年7月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長、職務代理者 の選出 ・ 茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会における議事録の作成及び公表 ・ 道の駅整備事業概要 ・ 整備スケジュール及び実施方針 ・ 要求水準書（案）

第2回	令和4年8月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会での検討事項及び要求水準書(案)修正案 ・募集要項、審査基準書、様式集及び記載要領に関する素案
第3回	令和4年10月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会での検討事項及び修正案
第4回	令和5年3月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査・基礎審査の結果 ・事前採点結果 ・応募者の提案内容に関する特徴、確認事項 ・第5回選定委員会の進め方
第5回	令和5年3月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者プレゼンテーション時の質問事項(案) ・事業者プレゼンテーション ・プレゼンテーションの振り返り ・最優秀提案者及び次点の選定 ・審査講評 ・今後の予定

3 審査結果

(1) 資格審査

資格審査において、3グループから参加表明書及び参加資格確認申請書の提出があり、募集要項に示す応募者の参加資格要件の具備について審査した結果、3グループのうち2グループが参加資格を有していることを確認した。

(2) 提案審査

ア 基礎審査

以下の2点の基礎審査項目を満たしていることについて確認した。

(ア) 提案金額の確認

両グループとも、「提案価格の上限」以下で提案していることを確認した。

(イ) 募集要項等の条件の確認(要求水準書への整合)

提案内容が、募集要項等に示す基本的な条件(要求水準等)を満たしていることを確認した。

イ 定性審査

選定委員会は、審査基準に基づき、定性審査を行った。定性審査の採点基準は、以下のとおりである。なお、点数化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出した。

評価	提案内容	採点基準
A	提案内容が優れている	配点×1.00
B	提案内容がやや優れている	配点×0.75

C	提案内容が中庸である	配点×0.50
D	提案内容がやや劣っている	配点×0.25
E	提案内容が劣っている	配点×0.00

定性審査の結果は、以下のとおりである。

審査項目	配点	ちがさき未来 プロジェクトグループ
①事業計画に関する事項	120	82.86
②設計・建設に関する事項	240	162.14
③維持管理に関する事項	90	62.14
④運営に関する事項	300	207.86
⑤自主事業に関する事項	40	25.71
定性評価点合計	800	540.71

ウ 価格審査

選定委員会は、以下の計算式に基づき、提案価格から価格評価点を算出した。価格審査の配点は200点とし、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。

$\text{価格評価点} = 200 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格}) / (\text{当該提案価格 } 1,720,239,400 \text{ 円})$ <ul style="list-style-type: none"> ・提案審査に進んだ全応募者のうち、提案価格が最低であるものを1位とし、価格評価点の満点である200点を付与する。 ・他の応募者の価格評価点は、1位の提案価格（最低提案価格）と当該応募者の提案価格（当該提案価格）の比率により算出する。
--

価格審査の結果は、199.51点となる。

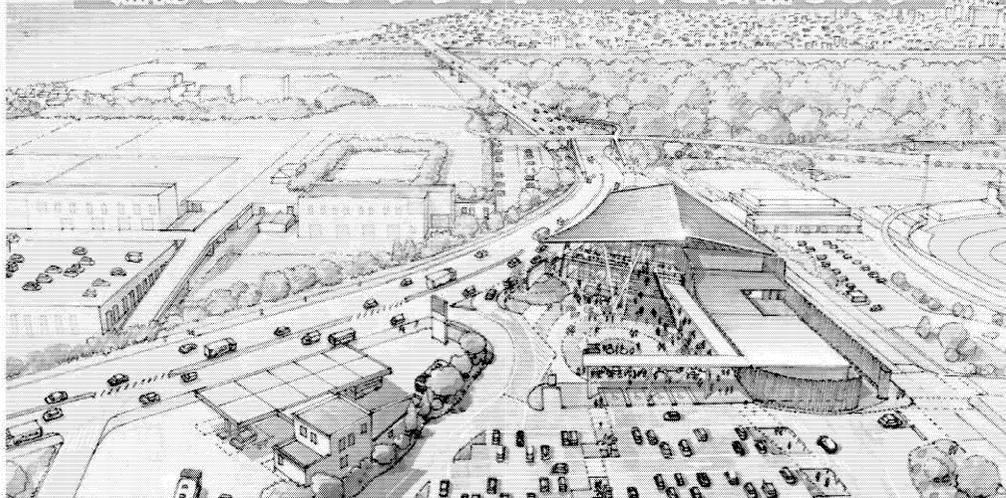
(3) 総合評価点の算出及び最優秀提案者の選定

選定委員会は、定性評価点と価格評価点を合計して総合評価点を算出した。

応募者	ちがさき未来プロジェクト グループ
定性評価点	540.71 点
価格評価点	199.51 点
総合評価点	740.22 点

以上の審査結果より、選定委員会は、「ちがさき未来プロジェクトグループ」を最優秀提案者として選定した。

茅ヶ崎の誇りと魅力をつなぎ、地域ブランドと経済好循環を生み出す
湘南ちがさき プライドベースを目指します



Mohara He Li' a 湘南ちがさき プライドベース

茅ヶ崎のいいヒト・モノ・コトが Choice! CHIGASAKI をキッカケとしてつながりつつあります。この道の駅ができることで、よりつながりやすい仕組み(運営、イベントなど)が生まれ、お互いに磨き合うことで、茅ヶ崎全体の「ブランディング」になります。

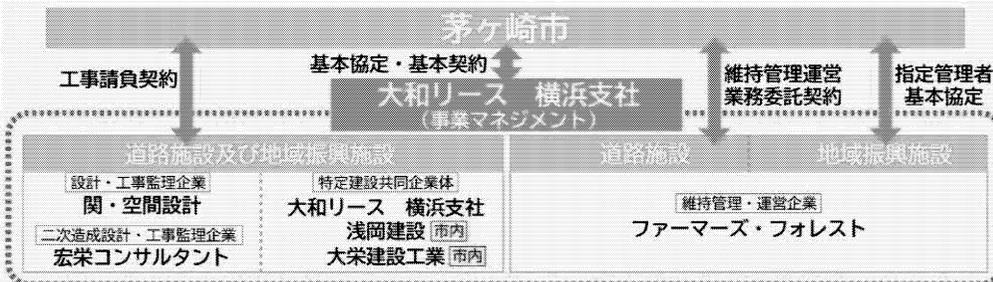


- 方針1** 様々な来訪者に応える快適な空間の提供
- 方針2** “茅ヶ崎らしさ・茅ヶ崎の良さ”を発信
- 方針3** “開かれ” “つながる” 地域コミュニティ
- 方針4** 経済好循環システムを構築

1. 事業スケジュール

	令和5年度			令和6年度			令和7年度					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
基本設計	基本設計											
実施設計				実施設計								
建設工事							建設工事					
運営準備	地域住民、地域事業者との対話をしながら詳細をつめていきます									開業準備		

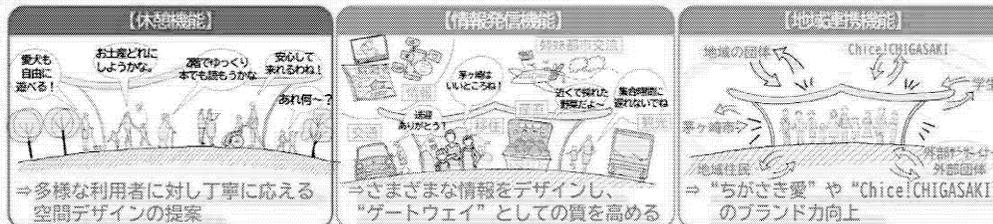
2. 事業実施体制・売上目標



15年間および年間売上目標 ※年間売上目標等については、総売上額等を15年間で割り戻した金額です。

	目標売上 (円/年額)	利用者数(レジャー利用者) (人)	平均客単価 (円/客)	納付額(2%) (円/年額)
15年間	16,958,300,000	10,275,000	1,650	339,166,000
年間	1,130,553,000	685,000	1,650	22,611,000

3. ワークショップをデザインする



- ①空間デザインチーム
- ②情報デザインチーム
- ③ブランドデザインチーム

- ・地域のいいヒト・モノ・コトを知り、つなぎ、発信していくためのPOIとして、地域の方々に向けたワークショップを実施します。
- ・基本計画の3つの機能をそれぞれ、参加者や目的に絞ったワークショップをデザインします。これからの茅ヶ崎や道の駅を考える上で重要なトピックに合わせてデザインチームを立ち上げることを提案します。これらは設計・工事中のみならず、完成後も継続的に開催します。
- ・対話の場では模型やCGの活用、わかりやすい資料の作成など、計画のイメージ共有ができるよう計画を「見える化」します。



国道から事業対象地を見る

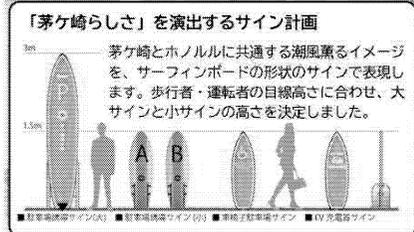
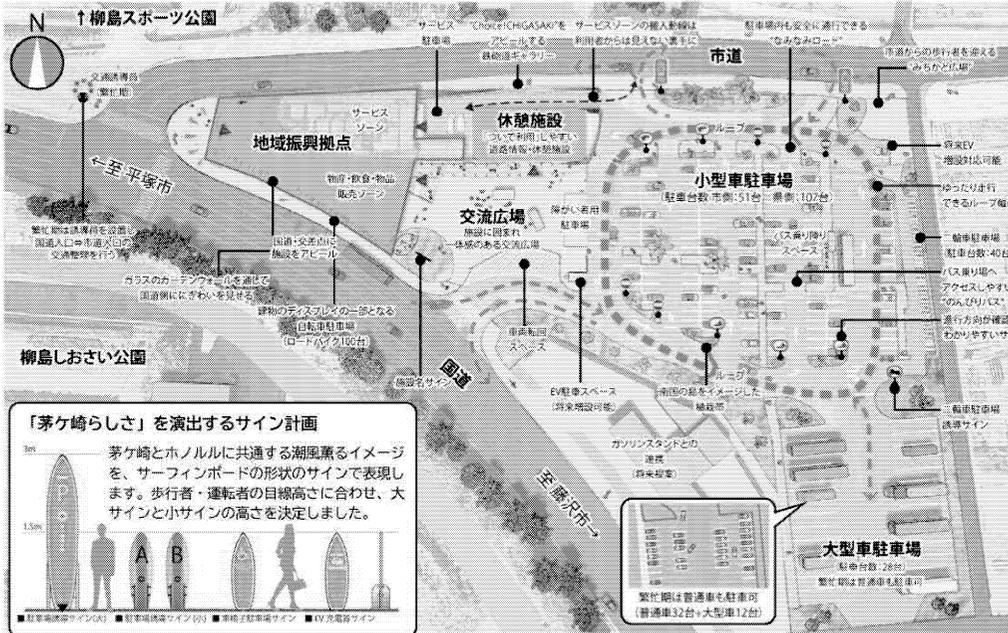
オール茅ヶ崎の誇りと魅力をつなぎ、地域のブランドシンボルとなる“ゲートウェイ”としての道の駅

計画概要

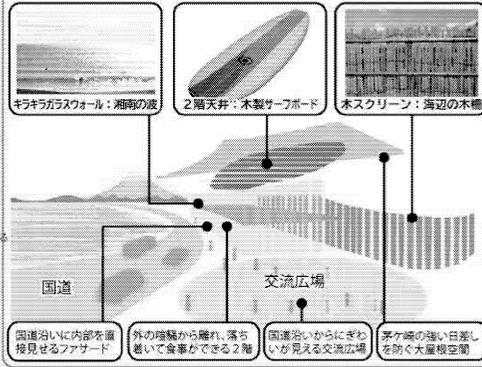
- ・構造：鉄骨造
- ・階数：2階建て
- ・用途：道の駅（商業施設）
- ・建築面積：2,243.0㎡
- ・建蔽率：14.5%
- ・延べ面積：

	1階	2階	計
道路施設	426.4㎡	—	426.4㎡
地域振興施設	1,130.3㎡	1,031.4㎡	2,161.7㎡
計	1,556.7㎡	1,031.4㎡	2,588.1㎡

- ・容積率：16.7%
- ・最高高さ：9.3m
- ・交流広場：約1,100㎡
- ・駐車台数：
 - 小型車（道路施設）107台
（うち、屋根付き障がい者及び妊婦用駐車ます3台）
 - 小型車（地域振興施設）51台
（うち、屋根付き障がい者及び妊婦用駐車ます1台、電気自動車用駐車ます1台）
 - 大型車（道路施設）28台
 - 二輪車駐車場（地域振興施設）40台
 - 自転車駐車場（地域振興施設）100台

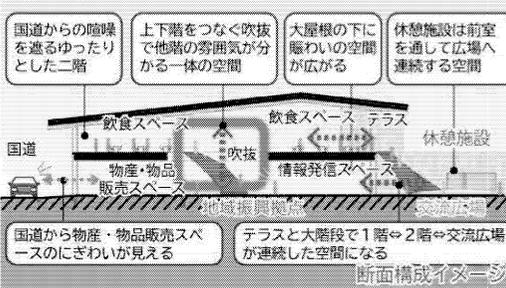


“茅ヶ崎ならではの”道の駅デザイン
 湘南・茅ヶ崎に元々ある風景の要素をつなぎ、新しい地域のシンボルとなる道の駅デザインを創ります。



- | | |
|--|--|
| 1日分確保
・飲料水
・乾パン
・毛布
・マット
⇒600人分 | 24時間非常用発電機(45kVA)+
オイルタンク容量(500L)
対象範囲：
・地域情報発信スペース、
多目的スペース、事務室
のコンセント、照明
・冷蔵庫、冷凍庫
・避難誘導に必要な設備 |
| 保管物品
共用品
・仮設トイレ
・炊き出しセット
・仮設テント
その他
・可搬式ろ過装置
(水道水基準) | |

1. 施設計画の基本方針

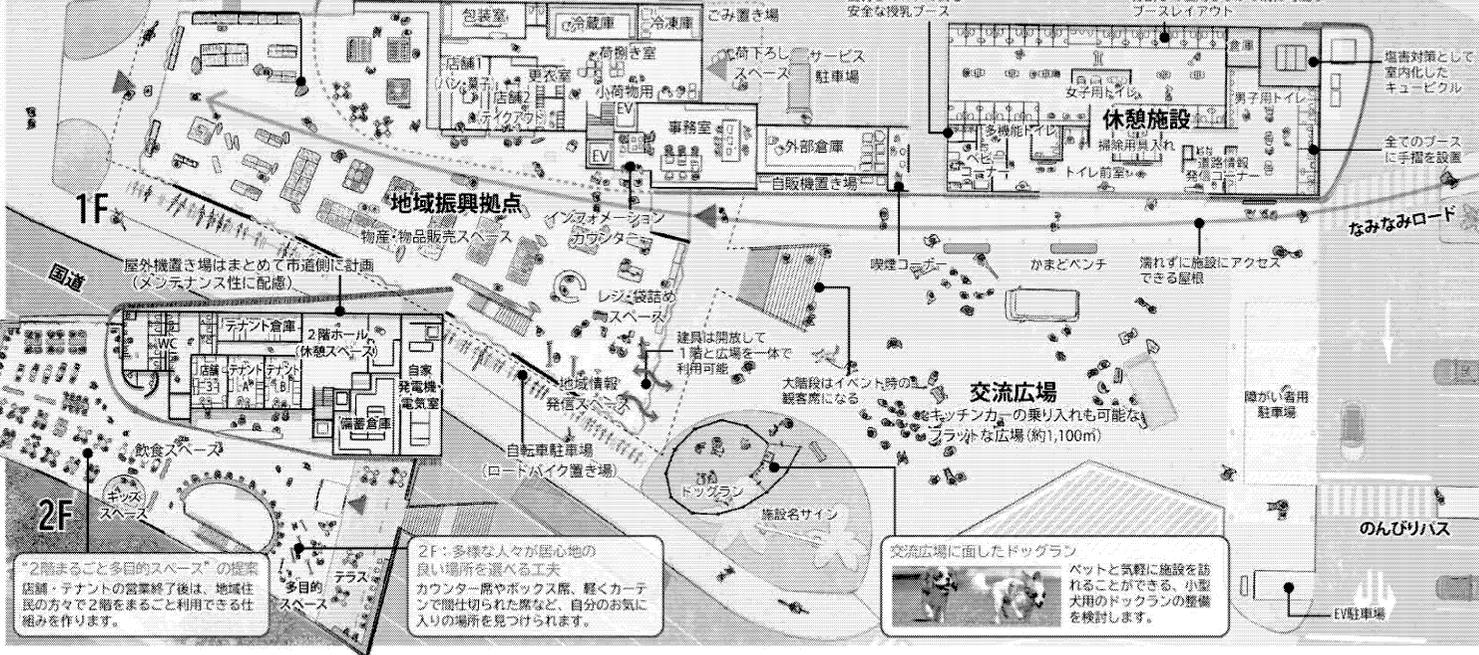


2. “Nearly ZEB”を目指した施設計画



太陽光パネル等を活用し竣工段階で Nearly ZEB（基準建物の年間消費エネルギー75%）を実現します。無駄のないパネル利用のためのBEMS採用の検討を行い、BELS（建築物の省エネルギー性能表示制度）の認証を取得します。

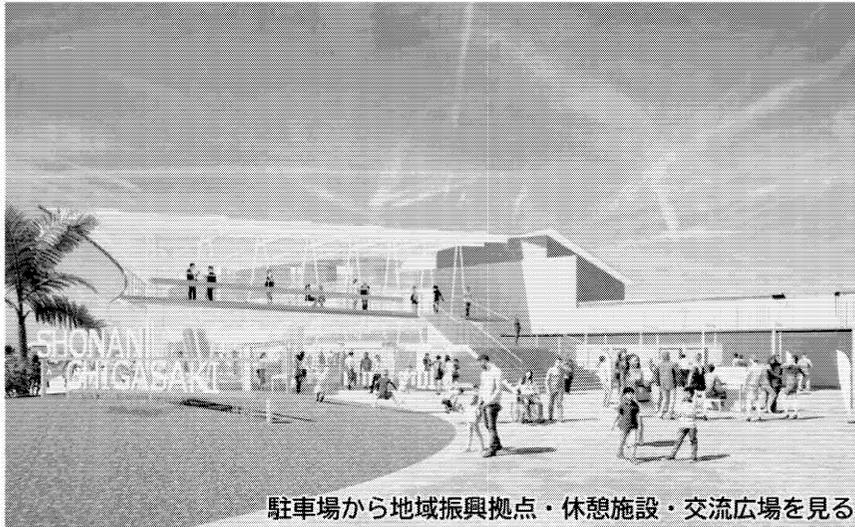
施設内計画



2F：多様な人々が居心地の良い場所を選べる工夫
 カウンター席やボックス席、軽くカーテンで隠された席など、自分のお気に入りの場所を見つけられます。

交流広場に面したドックラン
 ペットと気軽に施設を訪れることができる、小型大用のドックランの整備を検討します。

地方創生を先導する、茅ヶ崎市経済好循環のシンボル拠点



駐車場から地域振興拠点・休憩施設・交流広場を見る



1F 物産販売スペースから2階、吹抜けを見上げる

- ・地域商社としての長年のノウハウを活かし、地域振興施設の「結び・つなぎ・場を作る」機能を通して、商流や観光交流、人づくりを出口戦略側から解決する仕組みを創造
- ・外貨を稼ぎ、稼いだ付加価値を地域内の利益として還流させ、最終的に自治体の税収として公共投資財源に還流させる利益還流を生み出す
- ・地元雇用率100%を目指し、コア事業以外の業務委託や商品サービス購入は地元企業を優先採用

来館者数目標	3,000 万人	関係交流人口拡大	5 万人
レジ通過者数目標	1,000 万人	オリジナル商品比率	20%
売上高目標	169 億 5 千万円	マイクロツーリズム 進行回数	1,000 回

【 KPI の設定 (15年間累計) 】

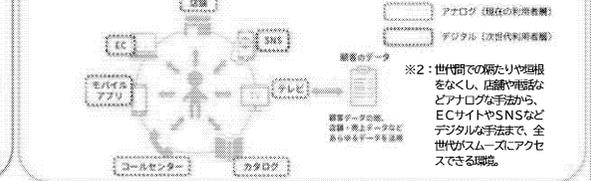
1. 高品質かつ茅ヶ崎らしい地域に根差した運営

- ・最先端のデジタル化を図り、道の駅初のOMO型店舗運営方式¹を導入
- ・茅ヶ崎らしい体験アクティビティの窓口・茅ヶ崎を丸ごと体験するアクティビティベース²として機能
- ・品質と茅ヶ崎らしさを失わないための3段階のセルフモニタリングを実施
(① 日常モニタリング、② 覆面調査、③ 業務監査委員会による内部監査)



2. 安全安心・公平公正を担保し、利便性に配慮した運営

- ・アナログからデジタルまで、全世代に対応したシームレスな環境²を整備
- ・運営企業のネットワークにより、市内出荷者の地域内外での販路拡大、並びに、ゆかりのまち岡崎市や姉妹都市ポルトル市との産地間商流を推進
- ・道の駅発インキュベーションラボ (テーマごとの異業種交流会) を開催し、スタートアップ支援、人材の育成、移住定住の促進を実施



3. 道の駅の集客ノウハウを最大限に活かした運営

- ・施設機能の十分な発揮、利用者サービス向上の観点から、清掃、保守管理、修繕、警備等を計画的に行うことで、安全・安心・快適な施設空間を提供
- ・年間通じた集客のため、日常と観光のハイブリッドターゲットとする
- ・定番を押さえた名物で人を呼ぶ飲食ラインナップとし、茅ヶ崎ならではの独自メニューを展開
- ・計画的な催事や平日の「カクジョブ」の開催などにより、周年通した賑わいを創出
- ・渋滞対策は、適切な誘導員配置、SNSでの公共交通機関利用促進案内、臨時レジ導入やテイクアウトの充実による回転率UPなど、多層的な対策を検討



4. 茅ヶ崎の魅力と経済効果を高める取り組み

- ・ゲートウェイ機能 (窓口・情報発信) を担い、周辺施設を繋ぎ相乗効果を創出
- ・第二種旅行業を活かし、道の駅のマイクロツーリズムや着地型観光³を展開
- ・独自の周遊スマホアプリ「縁～ENISHI～」を導入し (機能: ポイント発行、スタンプラリー、店舗検索、催事情報など)、周辺地域との回遊性を高める
- ・ChoiceCHIGASAKI のブランドマネジメント窓口を担い、YouTube チャンネル開設やブランドを形骸化させない新たなレギュレーションを構築



※3: 地域課題に着目した課題解決ツアー、サイクルツアー、ウエルネスツアー、ガストロノミーツアー、体験アクティビティなどを通年で企画実行

5. 機動的かつ先端の情報提供

- ・店舗、紙媒体、Web、動画、E コマースなどクロスメディアパッケージ⁴による総合的な魅力発信を展開
- ・Web・動画制作、デザイン業務などを自社内製できる強みを活かし、道の駅発ライブコマースや、あらゆるメディアを統合した独自のオウンドメディアにより、最先端のデジタルプロモーションを実施



6. 生産振興と出口戦略の両輪展開、六次産業化の推進

- ・出荷者協議会を発足し、出荷規約や品質基準などのルールを定め、公平公正な販売機会を提供
- ・遠方出荷者向けに自社物流を構築し、多くの出荷者に販売機会を提供
- ・市内出荷者の利益・意欲向上に向けて、4つの優先販売策を実施
(① 棚割りの優先、② 商品開発の優先、③ ①E-ジョの優先、④ 販売手数料の優先)
- ・プロデュース機能、支援ノウハウにより経営改善も含めて実務的にサポート



7. 暴走族等の迷惑行為などに対する対策

- ・スタッフおよび警備員による外周巡回点検の実施 (不審者の滞在や不審物の確認)
- ・監視カメラの設置 (視認性の高い場所に設置することで迷惑行為の抑止、警察機関への画像提供)
- ・定期的な長期滞在車両のチェック (盗難車の可能性の有無、必要に応じ警察に車輪番号照会)
- ・非常通報装置の設置 (不法行為発生時、管轄するエリアの警備隊員が駆け付け対応)

公益財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 令和4年度実施事業概要

公益目的事業1 芸術文化の振興を目的とする事業

1 文化会館事業

(1) 市民文化創造育成事業（20事業実施）

市民の自主的で創造的な文化活動を支援し、併せて人材育成のための事業を実施しました。

【主な事業】

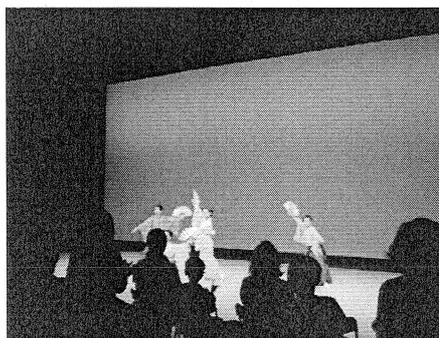
■茅ヶ崎みんなのアートフェス2022

令和4年度からスタートした、幅広いジャンルの文化芸術に気軽に触れられる新たな秋のイベントです。子ども向けの公演や「舞台のお仕事体験」などのワークショップ、「日本舞踊」の実演とレクチャー等の体験型事業を充実させることに加え、歴史ある茅ヶ崎市民文化祭（主催：茅ヶ崎市文化団体協議会）にもご参加いただくなど、文化をより身近に感じる機会を創出しました。

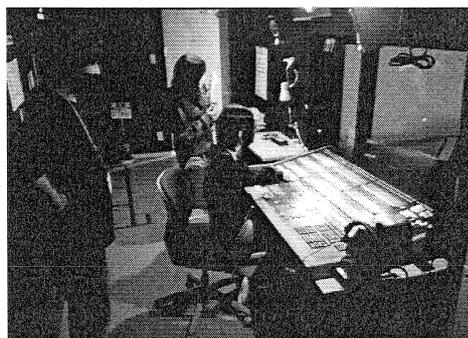
本事業のメイン企画の1つである「茅ヶ崎ARTセレクション～ミュージック」では、公募によるオーディションを通過した6名の茅ヶ崎の若きアーティスト達が、プロの舞台・音響・照明スタッフが華やかに演出した憧れの大ホールで熱の入った演奏を披露しました。出演者にとっては大ホールのステージで演奏することによる自信と、これからの文化芸術活動へのさらなるモチベーションアップにつながり、来場者には茅ヶ崎の若き未来のアーティストが羽ばたく瞬間を「ライブ演奏」という形で感じてもらうことができました。演奏後、会場は大きな拍手に包まれ、来場者からは「若い人達の音楽を届けようという気持ちに溢れた演奏に心打たれた」「無料だから気軽に子どもも参加でき、子どもも視野が広がって興味が湧いてきて良かった」、出演者からは「コロナ禍ではなかなか自分の持っているものを表現する機会も少ない中で、発表できる場があって本当に良かった」等多くの温かい声をいただきました。開催初年度ということもあり試行錯誤の連続でしたが、様々なジャンル、様々な形で市民が文化芸術と新たに出会う場を提供することができました。



華やかな照明のステージで熱唱



日本舞踊の魅力を目の前で



照明オペレーションを実際に体験

■おでかけ公演in神奈川県立茅ヶ崎里山公園
「小池花奈×川上天馬ダブルエレクトーン ウィンターコンサート」

市民が地域の身近な施設で本物の文化芸術に触れることができるよう、また、普段市民文化会館へ足を運ぶことが難しい方にも気軽にご来場いただけるよう、2017年より市内の「神奈川県立茅ヶ崎里山公園」で実施しているお出かけ(アウトリーチ)公演です。公園のオフシーズンにあたる12月に新たな賑わいを生むイベントとしても好評を得ています。

令和4年度は、初めて取り上げる楽器となるエレクトーン2台によるコンサートを開催。出演の2人はコンサートでの演奏活動のほかYouTubeでも人気があり、今回の公演では若い世代など新たな客層を獲得することも目指しました。大河ドラマのテーマ曲から人気アニメ、そしてクリスマス曲まで、エレクトーンならではの無限に広がる音の世界を存分にお楽しみいただき、演奏方法についてのレクチャーや楽しいトークもあり、会場は終始和やかな雰囲気となりました。来場者からは「ただ聴くだけでなく、手拍子での参加により一緒に演奏している気持ちになれた」「YouTubeで見えていたが、生で見る演奏の方が新鮮で良かった」等の声をいただきました。

事前の配布チケットは2回公演とも予定枚数終了となり、多くの方々にご来場いただきました。コロナ禍からこれまでの日常に戻りつつある中、「画面を通して見る楽しさ」から、改めて「目の前で生演奏」の醍醐味、感動を思い出してもらおう機会となりました。



2台のエレクトーンによる迫力の演奏



昨年度より客席数を増やしての開催



手足の使い方のレクチャーでより身近に

(2) 芸術文化鑑賞事業 (16事業実施)

幅広いジャンルから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供しました。

(3) 文化会館管理運営事業 (2事業実施)

茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

市民文化会館利用状況

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	入場者数(人)
大ホール	294	203	69.0	224	96,441
小ホール	306	249	81.4	304	34,459
小計	600	452	75.3	528	130,900
展示室A	335	198	59.1	203	15,634
展示室B	335	210	62.7	213	16,403
展示室C	335	190	56.7	193	15,242
小計	1,005	598	59.5	609	47,279
第1会議室	346	271	78.3	313	4,702
第2会議室	346	259	74.9	288	4,908
第3会議室	345	280	81.2	321	5,239
第4会議室	345	235	68.1	275	5,124
第5会議室	346	117	33.8	121	1,101
大会議室	346	220	63.6	267	9,617
小計	2,074	1,382	66.6	1,585	30,691
練習室1	343	225	65.6	292	8,000
練習室2	341	301	88.3	508	6,221
練習室3	344	256	74.4	362	1,876
練習室4	346	245	70.8	329	1,870
練習室5	345	61	17.7	65	748
練習室6	345	92	26.7	98	916
小計	2,064	1,180	57.2	1,654	19,631
合計	5,743	3,612	62.9	4,376	228,501

・前年度比較

前年度合計	5,707	3,962	69.4	4,587	339,784
比較増減	36	△ 350	△ 6.5	△ 211	△ 111,283

市民文化会館利用料金収入

(単位：円)

	基本料金A	加算料金B	減額料金C	追徴料金D	還付料金E	合計A+B-C+D-E
	67,952,380	7,857,110	4,881,740	13,128,030	437,150	83,618,630

・前年度比較

前年度合計	66,375,520	9,293,200	4,276,250	8,940,200	1,391,130	78,941,540
比較増減	1,576,860	△ 1,436,090	605,490	4,187,830	△ 953,980	4,677,090

2 美術館・松籟庵事業

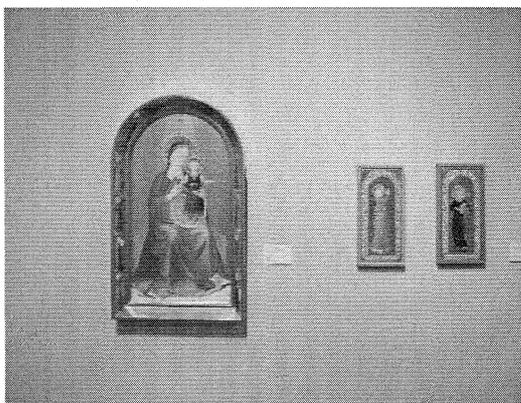
(1) 美術館展覧会事業(7事業実施)・関連催事(15事業実施)

優れた美術・芸術文化の鑑賞機会を提供するための企画展・収蔵作品展などを開催し、また地域の学校や芸術団体と連携した展示事業などを実施しました。

【主な事業】

■ヨーロッパ古典絵画の輝き ―模写に見る技法と表現

ヨーロッパ古典絵画の技法と表現に焦点をあてました。模写によるイコン画、15～16世紀のイタリア絵画、フランドル絵画などを展示。さらに普段目にする機会の少ない作品の制作過程とともに、制作に使用される鉱物、顔料などの原料や道具類を紹介しました。美術館ではこれまで取り組む機会がなかった本格的なヨーロッパ古典絵画の技法を中心に紹介したことで、西洋絵画のファンからは詳しい技法や制作過程が学べて良い企画だったとの感想が多く寄せられました。また、新作のように美しいイコンやテンペラ画は鑑賞価値が高く、想定以上の観覧者数につながったと考えられます。



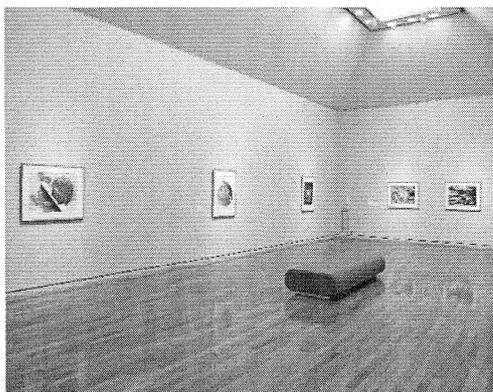
展示風景



段階的な技法の紹介

■かくれんぼ ―さがして。そして、

夏休みの企画として、現代作家による写真、絵画、版画、音の作品を通し、美術が学校教育の中での歴史、家庭科、図工、音楽など、様々な分野の学びとつながることを示す子ども向けの絵本カードを作成、配布しました。カード集めを楽しむ子どもやカードの言葉をヒントに親子で鑑賞する姿が見受けられました。また、作品に関連するゼリーのレシピカードをもとに家で作ってみたという感想も寄せられ、多様な学びの機会を提供するとともに、作品鑑賞と日常が結びつく新たな関係性を提示することができました。



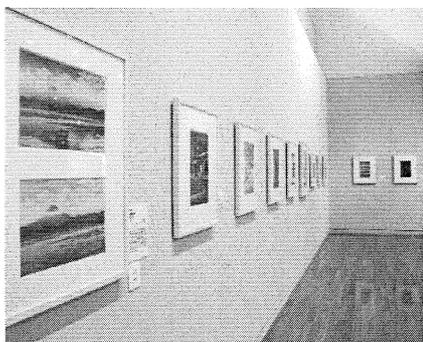
展示風景



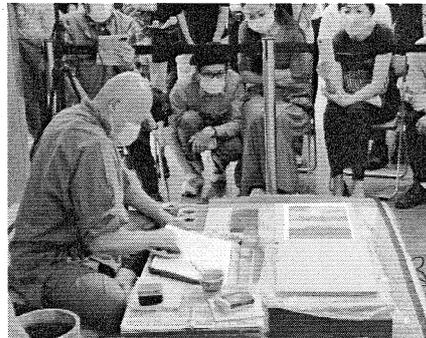
子ども向け絵本カード

■THE 新版画 版元・渡邊庄三郎の挑戦

近年再評価が進んでいる「新版画」について、創始者である渡邊庄三郎に焦点を絞って紹介しました。渡邊木版美術画舗が所蔵している質量ともに優れた新版画のコレクションは作品自体の魅力もさることながら、版元だからこそ知り得る見所や技法、歴史を解説するパネルが好評でした。関連催事では、本職の摺師による新版画制作における摺りの実演会が行なわれ、見物者がエントランスに溢れるほどの反響があり、本物の歴史ある技法に触れていただく貴重な機会となりました。



展示風景



摺師による実演会の様子

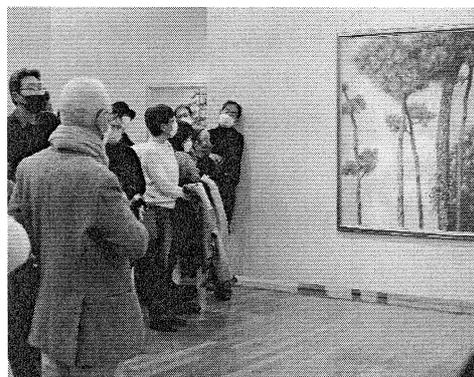
■湘南を描く 入江観

美術館では、18年ぶりに茅ヶ崎在住の画家・入江観の個展を開催しました。茅ヶ崎の海や湘南の風景に焦点を絞り、未公開作品1点を含む最新作のほか、宮本三郎記念賞受賞作をはじめとする過去の代表作も紹介しました。教育者の一面を持つ画家のアーティストトークには、多くの教え子たちも来館し盛況となりました。

入江氏の静謐な作品世界は、NHKの「日曜美術館アートシーン」で紹介されたほか、TOKYO MX「わたしの芸術劇場」でも大きく取り上げられるなど注目を集めました。放映後は来館者数が増加し、図録も完売するなど大きな波及効果がありました。



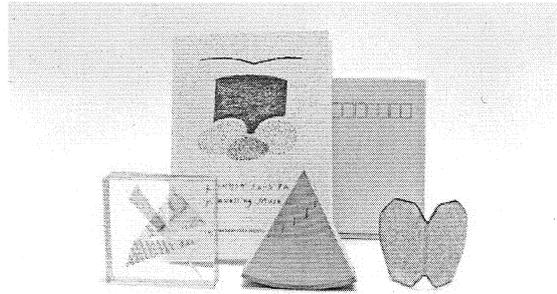
展示風景



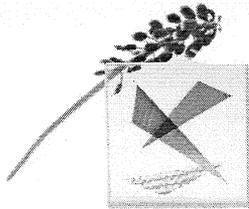
アーティストトークの様子

■ミュージアム・ギフト「トラベリング ミュージアム」

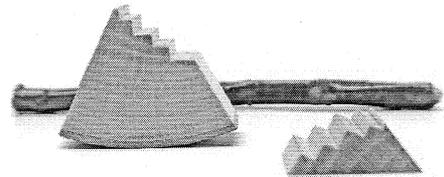
コロナ禍で気づいた、美術館に「来られない人／来ない人」の存在をきっかけに「人の手のひらの上で小さな美術館が立ち上がるような体験を贈ることができないか」という思いからスタートした事業「トラベリング ミュージアム」。美術館の空気感を届けるツールを目指し、建築家・デザイナーの齋藤名穂氏に制作を依頼。昨年の夏に〈あなたにとっての美術館での一日〉を絵はがきで教えてもらいリサーチを実施し、集まった600枚におよぶ絵はがきを基に、齋藤氏がデザインを起し、美術館の空間をめぐる小さな絵本とともに、七宝焼、ガラス、木の素材の異なる3つのミュージアム・ギフトを地域の職人が一つひとつ創り上げました。美術館×デザイナー×職人による初の試みとなりました。



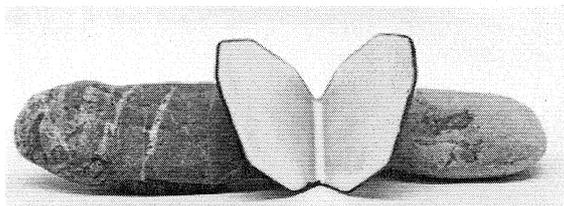
「トラベリングミュージアム」セット



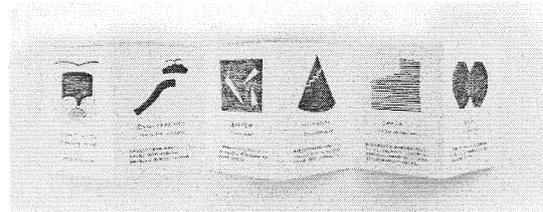
ガラスのオブジェクト



木のオブジェクト



七宝焼のオブジェクト



絵本

(2) 講座・ワークショップ事業 (10事業実施)

学習講座やワークショップなどを開催し、美術・芸術文化に親しむ機会を市民に提供しました。松籟庵においては、茶室・書院という建物の特性を生かし、我が国の伝統文化の紹介などを中心に講座・ワークショップなどを実施しました。

【主な事業】

<p>■和の文化倶楽部「茶道入門教室」</p> <p>和の文化倶楽部は、日本の様々な伝統文化を紹介する講座です。</p> <p>「茶道入門教室」は、初心者を対象に茶道の理解を深めるための講座として、異なるテーマを設けながら開催しています。今回、茶道具のひとつである風炉の灰の取扱い方(灰形)を取り上げたところ、なかなか経験する機会が少ないことから、参加者は熱心に取り組んでいました。また、参加者の一部からは、より深く学びたいとの要望が出たことから、後日フォローアップの講習も実施しました。</p>	
<p>■和の文化倶楽部「茶と禅 座禅体験」</p> <p>令和4年度は、茶道と関わりの深い「禅」をテーマに、禅宗寺院の住職を招き、座禅体験を交えながらその魅力を紹介しました。普段あまり意識することがない自分自身を見直す機会、リラックスできる環境、時間を提供しました。申込受付の初日に定員(25人)に達するなど市民の関心は高く、小学生の参加もありました。</p>	

(3) 美術館・松籟庵管理運営事業

茅ヶ崎市美術館及び茶室・書院「松籟庵」の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

美術館施設利用状況(自主事業利用分を除く)

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	使用人数(人)
展示室2	0	0	0.0	0	0
展示室3	0	0	0.0	0	0
アトリエ	240	60	25.0	139	1,635
合計	240	60	25.0	139	1,635
・前年度比較					
前年度合計	338	63	18.6	80	1,460
比較増減	△ 98	△ 3	6.4	59	175

美術館利用料金等収入

(単位：円)

内 容	基本料金A	減免額B	還付額C	合 計 A-B-C
観覧料	10,020,700	1,484,350		8,536,350
年間パスポート	564,100			564,100
施設使用料	141,570	0	0	141,570
受講料	46,800			46,800
グッズ販売	0			0
販売手数料	614,562			614,562
合 計	11,387,732	1,484,350	0	9,903,382

・前年度比較

(単位：円)

前年度合計	8,988,688	1,028,850	24,540	7,935,298
比較増減	2,399,044	455,500	△ 24,540	1,968,084

美術館展覧会来館者数

	開館日数(日)	総観覧者数(人)
令和4年度	247	24,419

※2月6日～3月31日エレベーター更新工事のため休館

・前年度比較

前年度	272	23,408
比較増減	△ 25	1,011

松籟庵施設利用状況(自主事業利用分を除く)

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	使用人数(人)
書 院	308	207	67.2	207	2,805
茶 室	308	18	5.8	18	902
合 計	616	225	36.5	225	3,707

・前年度比較

前年度合計	314	244	77.7	247	2,015
比較増減	302	△ 19	△ 41.2	△ 22	1,692

松籟庵利用料金等収入

(単位：円)

内 容	基本料金A	減免額B	追加額C	還付額D	合計 A-B+C-D
施設使用料	2,346,180	36,610	4,710	138,595	2,175,685
受講料	147,300				147,300
販売手数料	0				0
合 計	2,493,480	36,610	4,710	138,595	2,322,985

・前年度比較

(単位：円)

前年度合計	3,097,121	5,230	0	230,120	2,861,771
比較増減	△ 603,641	31,380	4,710	△ 91,525	△ 538,786

公益目的事業2 スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業

1 スポーツ事業

(1) スポーツ教室事業 (33事業実施)

スポーツを楽しみながら、健康で文化的な生活が送れるように各種の健康運動教室及びスポーツ教室等を開設するほか、年齢、障がいの有無等に関係なく実践できるスポーツ体験行事を実施して、スポーツに親しむ機会を市民に提供しました。

【主な事業】

■湘南ユナイテッドBCバスケットボール教室・トップアスリート交流事業

地元湘南（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）をホームタウンとするプロバスケットボールチーム「湘南ユナイテッドBC」がBリーグ（3部）参入を機に企画したプロチームスタッフによるハイレベルなバスケットボール教室を共催で開催しました。

対象は、未就学児から小学校低学年、高学年、中学生まで設定し、バスケットボール技術の向上を目指すほか、初心者にも対応してスポーツに触れるきっかけづくりを提供しました。

年度終盤の2月、3月に行われた茅ヶ崎市で初となるプロバスケットボールのリーグ公式戦では、会場準備、設営の支援を行うほか、開催期間中には試合前の時間帯にプロ選手によるバスケットボールクリニックを開き、また、関東大会出場予定の市内ミニバスケットボールチームの壮行試合をエキシビジョンマッチに設定しながらプロ選手との記念撮影やサイン会を行うなどのトップアスリートとの交流機会を創出しました。

また、茅ヶ崎市観光協会にえぼし麻呂の出演を依頼し、クォータータイムショーでのチアリーダーとのダンスショーを企画して会場を盛り上げたり、イベントを彩る看板設置や茅ヶ崎ゆかりの選手への花束贈呈の企画を行い、ハイレベルな試合観戦を支援しました。会場には招待した市内ミニバスケットボールチームの子どもたちの声援で溢れ、スポーツの魅力に刺激を受けている観客の姿がありました。



トップアスリートからの刺激、そこから広がる子供たちの可能性

■ グラウンド・ゴルフ教室

ねんりんピックかながわ2022で茅ヶ崎市がグラウンド・ゴルフ競技の開催地となったことに先がけ体験型の教室を茅ヶ崎グラウンド・ゴルフ協会と連携して柳島しおさい公園で実施しました。体の負担が少ないグラウンド・ゴルフをシニア層に推奨しながら競技認知度アップを図りました。

前年度は1回のみ「お試し型」であったのに対し本年度は、全4回のコース実施（1回座学、3回実技）として発展させ、好評をいただきました。また、前回のご意見を踏まえて参加費を見直し実施しました。



天候にも恵まれ、広い緑地でのびのびと

(2) スポーツ施設管理運営事業

茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎公園野球場・庭球場、芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場、堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場、柳島しおさい公園の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

体育館利用状況

施設名	利用件数(件)	利用人数(人)	個人利用(人)	使用可能コマ数	使用コマ数	使用率(%)
総合体育館						
第一体育室	2,741	51,508	95	6,216	5,496	88.4
第二体育室	1,327	19,366	11	924	867	93.8
柔剣道場	1,762	16,874	219	2,776	2,130	76.7
弓道場	362	17,780		1,388	1,241	89.4
多目的室	1,215	7,855		1,388	1,077	77.6
ホケトラ練習室	1,228	13,857		1,388	1,279	92.1
会議室	628	10,568		2,776	995	35.8
トレーニング室			19,434			
卓球練習場			6,346			
ジョギングコース			19			
市体育館						
競技場	2,326	21,530	8	2,776	2,690	96.9
柔剣道場	1,140	14,626	74	1,388	1,164	83.9
多目的室	1,278	11,201	24	1,388	1,303	93.9
卓球練習場			8,373			
体育館合計	14,007	185,165	34,603	22,408	18,242	81.4
・前年度比較						
前年度合計	13,183	138,457	35,647	20,660	15,864	76.8
比較増減	824	46,708	△ 1,044	1,748	2,378	4.6

体育館利用料金

(単位：円)

施設名	利用料金A	減免額B	還付料金C	合計 A-B-C
体育館				
総合体育館	20,389,290	2,276,670	83,290	18,029,330
貸出用具利用	86,000	—	—	86,000
市体育館	4,163,760	169,690	21,370	3,972,700
貸出用具利用	38,400	—	—	38,400
体育館合計	24,677,450	2,446,360	104,660	22,126,430

・前年度比較

前年度合計	22,167,410	1,546,520	1,041,070	19,579,820
比較増減	2,510,040	899,840	△ 936,410	2,546,610

体育施設利用状況

施設名	利用件数(件)	利用人数(人)	使用可能コマ数	使用コマ数	使用率(%)
茅ヶ崎公園					
野球場	376	25,465	895	579	64.7
庭球場	4,064	27,710	4,648	4,519	97.2
会議室	483	4,055	1,411	515	36.5
芹沢スポーツ広場					
蹴球兼野球場	527	12,531	953	599	62.9
庭球場	4,016	25,003	4,424	4,019	90.8
堤スポーツ広場					
多目的球技場	429	5,458	1,273	429	33.7
庭球場	4,068	21,381	4,404	3,995	90.7
柳島しおさい公園					
少年蹴球場	541	22,393	1,735	703	40.5
庭球場	5,059	25,701	6,096	5,059	83.0
体育施設合計	19,563	169,697	25,839	20,417	79.0

・前年度比較

前年度合計	20,612	175,063	25,979	21,342	82.2
比較増減	△ 1,049	△ 5,366	△ 140	△ 925	△ 3.2

体育施設利用料金

(単位：円)

施設名	利用料金A	減免額B	還付料金C	合計 A-B-C
茅ヶ崎公園				
野球場	4,793,120	2,000,970	485,220	2,306,930
庭球場	5,549,230	517,000	416,240	4,615,990
会議室	530,400	63,440	1,040	465,920
貸出用具利用	1,800	—	—	1,800
芹沢スポーツ広場				
蹴球兼野球場	1,001,980	157,760	117,100	727,120
庭球場	5,250,890	0	472,060	4,778,830
貸出用具利用	1,400	—	—	1,400
堤スポーツ広場				
多目的球技場	1,163,080	0	83,640	1,079,440
庭球場	5,342,550	0	583,330	4,759,220
貸出用具利用	1,200	—	—	1,200
柳島しおさい公園				
少年蹴球場	1,856,010	482,300	93,130	1,280,580
庭球場	6,465,100	8,200	633,890	5,823,010
駐車場	3,517,200	—	—	3,517,200
貸出用具利用	10,200	—	—	10,200
体育施設合計	35,484,160	3,229,670	2,885,650	29,368,840

・前年度比較

前年度合計	39,554,800	4,779,440	3,598,390	31,176,970
比較増減	△ 4,070,640	△ 1,549,770	△ 712,740	△ 1,808,130

柳島しおさい公園利用状況

	利用人数(人)
公園利用	88,937
多目的広場	12,975
ミニバスケットコート	10,729
合計	112,641

・前年度比較

前年度合計	114,070
比較増減	△ 1,429

収益目的事業1 物品販売事業

スポーツ施設等利用時に必要な物品等を販売し、利用者の利便向上を図りました。

物品販売事業収入

(単位：円)

施設名	タオル	卓球ボール	シャツトル	テニスボール	マスク	合計
総合体育館	24,900	24,800	3,960	—	750	54,410
市体育館	11,100	14,900	0	—	150	26,150
茅ヶ崎公園	61,500	—	—	5,000	120	66,620
芹沢スポーツ広場	2,700	—	—	3,600	30	6,330
堤スポーツ広場	600	—	—	0	0	600
柳島しおさい公園	5,400	—	—	4,000	150	9,550
市民文化会館	80,100	—	—	—	—	80,100
合計	186,300	39,700	3,960	12,600	1,200	243,760

・前年度比較

前年度合計	75,600	35,700	2,880	12,600	1,350	128,130
比較増減	110,700	4,000	1,080	0	△ 150	115,630

収益目的事業2 公益目的外施設貸与事業

主に茅ヶ崎市民文化会館における公益目的外使用に対する施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。また、より多くの利用者の皆様にご利用いただき収益を上げるとともに、利便やサービスの向上を図りました。

公益目的外施設貸与事業収入

(単位：円)

施設名	現金 A	振込 B	還付 C	合計 A+B-C
市民文化会館	9,134,100	11,760,550	175,710	20,718,940

・前年度比較

前年度合計	8,128,920	7,817,080	466,740	15,479,260
比較増減	1,005,180	3,943,470	△ 291,030	5,239,680

公益財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 令和5年度事業計画概要

公益目的事業1 芸術文化の振興を目的とする事業

1 文化会館事業

(1) 市民文化創造育成事業 (25事業実施予定)

市民の自主的で創造的な文化活動を支援し、併せて人材育成のための事業を実施します。

【主な事業】

■文化芸術教育プログラム

次代を担う子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むため、茅ヶ崎市、学校等と連携し、財団の事業で培われたノウハウを活かし、アーティストが学校へ出かけるアウトリーチ事業などを実施します。この事業は、文化芸術を取り入れた教育の充実を図ることを目的として「茅ヶ崎市実施計画2025」に掲げられた事業です。

プロのアーティストによるクラシック、和楽器、ポピュラー音楽などの生演奏や、演劇やダンス、伝統芸能などのパフォーマンス鑑賞では、本物の芸術に触れながらアーティストと交流することで、新たな価値観の発見を促し、豊かな感受性を育みます。

アーティストと一緒にダンスや演劇などのワークショップでは、表現力や創造力、挑戦する力など、子どもたちの潜在的な可能性を引き出すことを目指します。また、先生方が文化芸術を日々の授業に活かすヒントを得られるメニューや、乳幼児や子育て世代がワークショップなどで文化芸術に触れながら交流できる場も提供していきます。

文化芸術教育プログラムは、美術館、茶室・書院松籟庵でも実施し、子ども達が幅広いジャンルの文化芸術に触れられる環境を作っていきます。



■NHK全国放送公開番組「にほんごであそぼ」

普段テレビで観ているNHKの人気番組の収録を、地元のホールで体験できる「NHK全国放送公開番組」を実施します。

「にほんごであそぼ」は、日本語の持つ「ことばのおもしろさ」をさまざまな手法で表現し、楽しく学びながら「日本語感覚」や「自己表現する感性」を育む内容で、子ども達のみならず親世代、大人まで幅広い世代に人気のエンターテインメント性豊かな番組です。

NHKの公開番組の収録は開催機会が少なく、人気の番組・出演者を直に観ることができることから多くの観覧申し込みがあり、小さなお子さん連れのご家族や、今まで市民文化会館に足を運ぶ機会がなかった新たなお客様も多く来場することが予想されます。目の前で行われる生の舞台が持つ迫力、感動を多くの方に体感してもらう機会となり、ホールの良さ、文化芸術体験の素晴らしさに気づいてもらい「市民文化会館のファン」を増やすことも目指します。



(2) 芸術文化鑑賞事業 (25事業実施予定)

幅広いジャンルから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供します。

(3) 文化会館管理運営事業

茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

2 美術館・松籟庵事業

(1) 美術館展覧会事業(7事業実施予定)・関連催事(20事業実施予定)

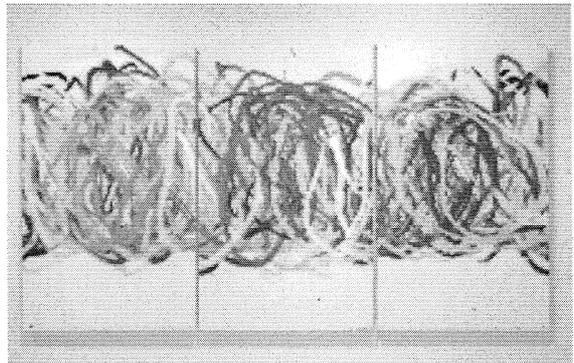
優れた美術・芸術文化の鑑賞機会を提供するための企画展・収蔵作品展などを開催し、また地域の学校や芸術団体と連携した展示事業などを実施します。

令和5年度は、平成10年4月の開館から25周年を迎えたことを記念し、「茅ヶ崎と自然を謳う」を年間のテーマに位置づけました。茅ヶ崎という地域に美術館がある意義を再確認するようなラインナップとなっています。

【主な事業】

■ 渉るあいだに佇むー美術館があるということ

美術館の開館25周年を記念し、美術館において子どもと大人とマシンが展示室の巨大な壁面と対峙し完成させた作品や、烏帽子岩をテーマにした作品、建物を活かした大規模な空間作品など、美術館のために制作された作品とともに美術史に残るゆかりある作家の作品を全館使って紹介。作品鑑賞にとどまらず、多くの展覧会関連イベントも開催し、美術の裾野を広げる展覧会内容となります。



やんツー 《Untitled Drawing by a Device for “Graffiti” #13 (seen the sea)》 2022年スプレー式アクリル塗料ドロ잉・パネル 作家蔵

■ イギリス風景画と国木田独歩

自然を瑞々しい文体で描写した「武蔵野」で知られ、生涯を茅ヶ崎の地で終えた小説家・国木田独歩と彼に影響を与えた詩人・ワーズワース。本展では、茅ヶ崎にゆかりのある独歩とイギリス出身のワーズワースの関わりを起点に、優れたイギリス風景画を収蔵する美術館から作品を借用し、イギリス風景画の流れを辿るとともに、自然と人間のあり方や日本国内におけるイギリス風景画の受容について考察します。



リチャード・ウィルソン 《ケケロの別荘》制作年不詳
油彩・キャンバス 郡山市立美術館蔵

■生誕120年 没後60年 小津安二郎展

映画構想の時間の多くを市内の旅館「茅ヶ崎館」で費やした小津安二郎。生誕120年、没後60年を記念して、衣服や酒器など小津の愛用品に加え、小津直筆の色紙や映画に登場した小道具、宣伝用ポスターなど貴重な資料の数々を展示し、小津映画の魅力を伝えるとともに小津の高い美意識を探ります。



「早春」茅ヶ崎ロケ
小津安二郎監督（昭和30年）
提供：茅ヶ崎館

(2) 講座・ワークショップ事業（6事業実施予定）

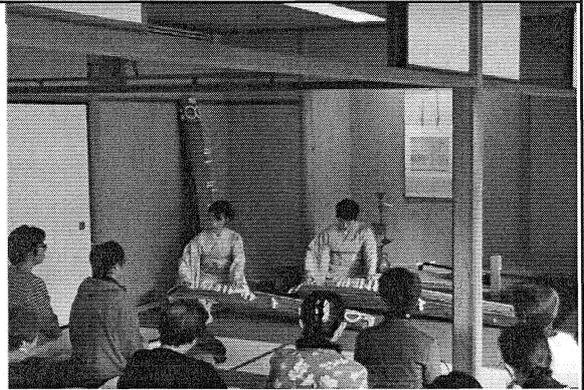
学習講座やワークショップなどを開催し、美術・芸術文化に親しむ機会を市民に提供します。松籟庵においては、茶室・書院という建物の特性を生かし、我が国の伝統文化の紹介などを中心に講座・ワークショップなどを実施します。

【主な事業】

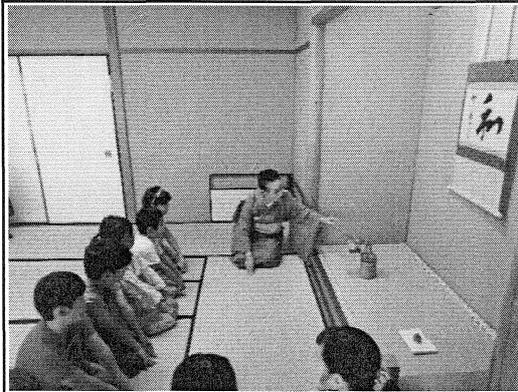
■和の文化倶楽部「箏の体験講座」

和の文化倶楽部は、日本の様々な伝統文化を紹介する講座で、松籟庵の魅力を紹介するとともに新たな施設利用の需要を開拓することも目指しています。

「箏の体験講座」は、地元の演奏家を講師に迎え、初めての方を対象に箏のレクチャーを受けながら、実際に箏に触れて曲を演奏することにチャレンジしていただきます。また、演奏家によるミニコンサートも開催し和楽器の魅力を紹介します。



■子ども茶道体験教室



財団が指定管理者となった平成20年度より続く夏休み期間を利用した事業です。地元の茶道師範を講師に迎え、茶道についてお辞儀の仕方など礼を学ぶことから始まり、模範のお点前や室礼の拝見からお抹茶を点てるまでを体験します。

昼のない家が増える中、子どもに和様の生活や文化に触れさせてみたいというニーズは高く、伝統文化が若い世代に少しでも身近な存在となるよう、気軽に参加できる内容とします。

(3) 美術館・松籟庵管理運営事業

茅ヶ崎市美術館及び茶室・書院「松籟庵」の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

公益目的事業2 スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業

1 スポーツ事業

(1) スポーツ教室事業 (38事業実施予定)

スポーツを楽しみながら、健康で文化的な生活が送れるように各種の健康運動教室及びスポーツ教室等を開設するほか、年齢、障がいの有無等に関係なく実践できるスポーツ体験行事を実施して、スポーツに親しむ機会を市民に提供します。

【主な事業】

■ヒップホップダンススクール

「ダンスを始めてみたい子、集まれ！」
ヒップホップダンスは、その素早い動きやポージング、ダイナミックな表現から柔軟性まであらゆる特性を有しながら音楽テンポにあわせて踊りやすい、ノリやすいことから馴染みやすいダンスです。

幼児クラスから小学生クラスを用意し、最初は簡単なストレッチから入り、その後音の中で動く楽しさを知ってもらえるようリズムトレーニングに移行し、最終的には振り付きで楽しむことを目標に設定。春季、秋季、冬季の3シーズン（それぞれ10回コース）を提供予定です。

「表現運動」「リズムダンス」が小学校で必修化されている中、子ども達がダンスに親しむきっかけを提供します。



■空手無料体験教室（総合体育館）

東京オリンピック空手競技組手女子55kg級の日本代表選手である宮原美穂氏を迎え、未就学児や小学生を対象とした無料体験教室です。

空手未経験者を中心に「オリンピックで闘った凄い技を目の前で体験してみよう！」を合言葉に1日体験型教室として募集します。

世界レベルのトップアスリートとの交流を通じて、競技の普及や市民のスポーツ振興を図ります。



(2) スポーツ施設管理運営事業

茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎公園野球場・庭球場、芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場、堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場、柳島しおさい公園の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

収益目的事業1 物品販売事業

スポーツ施設等利用時に必要な物品等を販売し、利用者の利便向上を図ります。

収益目的事業2 公益目的外施設貸与事業

主に茅ヶ崎市民文化会館における公益目的外使用に対する施設の貸出及び管理運営業務を実施します。また、より多くの利用者の皆様にご利用いただき収益を上げるとともに、利便やサービスの向上を図ります。